

千葉県国民保護計画新旧対照表(案)

一連番号	該当ページ／該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の必要性 (具体的かつ網羅的に)																																																																																
1	P1 第1編	はじめに	(略) 国では、平成15年6月には「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(事態対処法)」が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)」などの有事関連法が成立し、武力攻撃や大規模テロ等に対処するための国全体としての枠組みが整備されてきた。	(略) 国では、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(武力攻撃事態対処法)」が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)」などの有事関連法が成立し、武力攻撃や大規模テロ等に対処するための国全体としての枠組みが整備されてきた。	武力攻撃事態対処法の改正に伴う変更																																																																																
2	P10 第1編第4章	位置	<p>1 位置</p> <table border="1" data-bbox="436 430 1093 534"> <tr> <td>位</td> <td>極 東</td> <td>銚子市君ヶ浜</td> <td>東 経</td> <td>140° 52' 21"</td> </tr> <tr> <td>置</td> <td>極 西</td> <td>富津市第二海堡</td> <td>東 経</td> <td>139° 44' 21"</td> </tr> <tr> <td></td> <td>極 南</td> <td>南房総市白浜町野島崎</td> <td>北 緯</td> <td>34° 53' 58"</td> </tr> <tr> <td></td> <td>極 北</td> <td>野田市関宿三軒家</td> <td>北 緯</td> <td>36° 06' 14"</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="436 534 1093 638"> <tr> <td colspan="2">面 積</td> <td colspan="2">広 が り</td> <td>海 岸 線</td> </tr> <tr> <td>本県面積</td> <td>対全国総面積</td> <td>東 西</td> <td>南 北</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5,157.61km²</td> <td>割合 1.4%</td> <td>102.6km</td> <td>133.9km</td> <td>533.5km</td> </tr> <tr> <td></td> <td>順位 28位</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	位	極 東	銚子市君ヶ浜	東 経	140° 52' 21"	置	極 西	富津市第二海堡	東 経	139° 44' 21"		極 南	南房総市白浜町野島崎	北 緯	34° 53' 58"		極 北	野田市関宿三軒家	北 緯	36° 06' 14"	面 積		広 が り		海 岸 線	本県面積	対全国総面積	東 西	南 北		5,157.61km ²	割合 1.4%	102.6km	133.9km	533.5km		順位 28位				<p>1 位置</p> <table border="1" data-bbox="1111 430 1767 534"> <tr> <td>位</td> <td>極 東</td> <td>銚子市君ヶ浜</td> <td>東 経</td> <td>140° 52' 21"</td> </tr> <tr> <td>置</td> <td>極 西</td> <td>富津市第二海堡</td> <td>東 経</td> <td>139° 44' 21"</td> </tr> <tr> <td></td> <td>極 南</td> <td>南房総市白浜町野島崎</td> <td>北 緯</td> <td>34° 53' 58"</td> </tr> <tr> <td></td> <td>極 北</td> <td>野田市関宿三軒家</td> <td>北 緯</td> <td>36° 06' 14"</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1111 534 1767 638"> <tr> <td colspan="2">面 積</td> <td colspan="2">広 が り</td> <td>海 岸 線</td> </tr> <tr> <td>本県面積</td> <td>対全国総面積</td> <td>東 西</td> <td>南 北</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5,156.62km²</td> <td>割合 1.4%</td> <td>102.6km</td> <td>133.9km</td> <td>533.5km</td> </tr> <tr> <td></td> <td>順位 28位</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	位	極 東	銚子市君ヶ浜	東 経	140° 52' 21"	置	極 西	富津市第二海堡	東 経	139° 44' 21"		極 南	南房総市白浜町野島崎	北 緯	34° 53' 58"		極 北	野田市関宿三軒家	北 緯	36° 06' 14"	面 積		広 が り		海 岸 線	本県面積	対全国総面積	東 西	南 北		5,156.62km ²	割合 1.4%	102.6km	133.9km	533.5km		順位 28位				時点修正
位	極 東	銚子市君ヶ浜	東 経	140° 52' 21"																																																																																	
置	極 西	富津市第二海堡	東 経	139° 44' 21"																																																																																	
	極 南	南房総市白浜町野島崎	北 緯	34° 53' 58"																																																																																	
	極 北	野田市関宿三軒家	北 緯	36° 06' 14"																																																																																	
面 積		広 が り		海 岸 線																																																																																	
本県面積	対全国総面積	東 西	南 北																																																																																		
5,157.61km ²	割合 1.4%	102.6km	133.9km	533.5km																																																																																	
	順位 28位																																																																																				
位	極 東	銚子市君ヶ浜	東 経	140° 52' 21"																																																																																	
置	極 西	富津市第二海堡	東 経	139° 44' 21"																																																																																	
	極 南	南房総市白浜町野島崎	北 緯	34° 53' 58"																																																																																	
	極 北	野田市関宿三軒家	北 緯	36° 06' 14"																																																																																	
面 積		広 が り		海 岸 線																																																																																	
本県面積	対全国総面積	東 西	南 北																																																																																		
5,156.62km ²	割合 1.4%	102.6km	133.9km	533.5km																																																																																	
	順位 28位																																																																																				
3	P11 第1編第4章	気象	<p>4 気象</p> <p>本県の気象は、南部地区を中心とする沿岸部では、黒潮暖流の影響を受けて温暖湿潤な海洋性気候の特性を呈しているが、北部地域の平野部では、気候較差(寒暖の差)が大きくなるなどの内陸性気候の特性がみられる。</p> <p>関東平野に連なる北部と丘陵地の多い南部とでは、地理的・地形的環境条件の違いにより、気候特性にも地域差の見られることが特徴的である。県内における年間降水量の平年値は、北部では1,400～1,600ミリメートル程度であるのに対し、南部では2,000ミリメートルを超える所がある。南部の丘陵地一帯に多いのは、標高300メートル程度の山地の影響が大きく、風向が山地に直行するようなときは地形性降雨を伴うため、風上側の山地斜面では降水量が多くなることによる。</p> <p>一方風については、全県的に秋から冬にかけては北西風に、春から夏にかけては南西風に支配されることが多いが、北部の内陸部では夏から秋にかけて北東風の頻度も高くなる。また風速においては、本県が半島をなしていることから、他の内陸県に比べて一般に風が強く、冬の季節風以外でも、台風や低気圧又は寒冷前線の接近・通過の際には強風(突風)の吹くことが多い。</p>	<p>4 気象</p> <p>本県の気象は、南部地区を中心とする沿岸部では、黒潮暖流の影響を受けて温暖湿潤な海洋性気候の特性を呈しているが、北部地域の平野部では、気候較差(寒暖の差)が大きくなるなどの内陸性気候の特性がみられる。</p> <p>関東平野に連なる北部と丘陵地の多い南部とでは、地理的・地形的環境条件の違いにより、気候特性にも地域差の見られることが特徴的である。県内における年間平均降水量は、北部では約1,400ミリメートル前後であるが、南部では約2,100ミリメートルと多くなっている。南部の丘陵地一帯に多いのは、標高300メートル程度の山地の影響が大きく、風向が山地に直行するようなときは地形性降雨を伴うため、風上側の山地斜面では降水量が多くなることによる。</p> <p>一方風については、全県的に秋から冬にかけては北西風に、春から夏にかけては南西風に支配されることが多いが、北部の内陸部では夏から秋にかけて北東風の頻度も高くなる。また風速においては、本県が半島をなしていることから、他の内陸県に比べて一般に風が強く、冬の季節風以外でも、台風や低気圧又は寒冷前線の接近・通過の際には強風(突風)の吹くことが多い。</p>	時点修正																																																																																

4	P11 第1編 第4章	人口分布	<p>5 人口分布</p> <p>本県の人口は、平成30年4月1日現在、約626万人であり、市部37市のうち10万人以上の市は16市あり、そのうち千葉県が97万6千人と最も多く、以下船橋市63万3千人、市川市49万1千人、松戸市48万9千人、柏市42万2千人の順で続き、この5市で県人口の48.1パーセントを占めている。</p> <p>また、本県の人口密度は、市町村別にみると、浦安市が1平方キロメートル当たり約9,800人で最も高く、以下、市川市、習志野市、松戸市、船橋市と続いており、1平方キロメートル当たり4,000人以上の人口密度の高い市町村は、県の北西部に集中している一方、1平方キロメートル当たり500人未満の人口密度の低い市町村は、県の南部や北東部に分布をしている。</p>	<p>5 人口分布</p> <p>本県の人口は、平成26年4月1日現在、約619万人であり、市部37市のうち10万人以上の市は16市あり、そのうち千葉県が96万4千人と最も多く、以下船橋市61万7千人、市川市48万人、市川市47万人、柏市40万7千人の順で続き、この5市で県人口の47.5パーセントを占めている。</p> <p>また、本県の人口密度は、市町村別にみると、浦安市が1平方キロメートル当たり約9,400人で最も高く、以下、市川市、習志野市、松戸市、船橋市と続いており、1平方キロメートル当たり4,000人以上の人口密度の高い市町村は、県の北西部に集中している一方、1平方キロメートル当たり500人未満の人口密度の低い市町村は、県の南部や北東部に分布をしている。</p>	時点修正
5	P12 第1編 第4章	道路	<p>6 道路</p> <p>本県の道路は、東関東自動車道、常磐自動車道など全国的な広がりを持つ高速自動車国道4路線、自動車専用道路である首都圏中央連絡自動車道、東京湾アクアライン等を含む県内外各地域をネットワークする一般国道23路線、それらと一体となって機能する県道である主要地方道と一般県道296路線、及び128.825路線からなる市町村道が接続し総実延長40.750キロメートルの道路網を構成している。(平成28年4月1日現在)</p> <p>また、県北西部では、湾岸地域から東京方面にかけて交通量が県内でも比較的多い地域となっている。</p>	<p>6 道路</p> <p>本県の道路は、東関東自動車道、常磐自動車道など全国的な広がりを持つ高速自動車国道4路線、自動車専用道路である首都圏中央連絡自動車道、東京湾アクアライン等を含む県内外各地域をネットワークする一般国道23路線、それらと一体となって機能する県道である主要地方道と一般県道296路線、及び126.707路線からなる市町村道が接続し総実延長40.370キロメートルの道路網を構成している。</p> <p>また、県北西部では、湾岸地域から東京方面にかけて交通量が県内でも比較的多い地域となっている。</p>	時点修正
6	P12 第1編 第4章	空港	<p>8 空港</p> <p>成田国際空港は、成田市に位置し平成30年夏ダイヤ開始時点で、国際線115都市、国内線18都市を結ぶ国際空港である。</p> <p>昭和53年5月に開港し、4,000メートルのA滑走路及び2,500メートルのB滑走路の2本で運用されている。</p> <p>本空港は、平成29年度運用実績として約4,100万人の旅客数、約230万トンの航空貨物量と、日本の空の表玄関として重要な役割を果たしているのみならず、世界でも有数の国際空港となっている。</p> <p>また、本空港は、平成29年実績で輸出入総額が国内第1位の貿易港である。輸出入品目としては、携帯端末等の電子機器、半導体など軽量で付加価値の高い機械機器等が中心となっている。</p>	<p>8 空港</p> <p>成田国際空港は、成田市に位置し、国際線100都市、国内線16都市を結ぶ国際空港である。</p> <p>昭和53年5月に開港し、4,000メートルのA滑走路及び2,500メートルのB滑走路の2本で運用されている。</p> <p>本空港は、平成25年度時点で3,600万人を超える旅客数、約200万トンの航空貨物量と、日本の空の表玄関として重要な役割を果たしているのみならず、世界でも有数の国際空港となっている。</p> <p>また、本空港は、平成25年度末時点で輸出入総額が国内第1位の貿易港である。輸出入品目としては、携帯端末等の電子機器、半導体など軽量で付加価値の高い機械機器等が中心となっている。</p>	時点修正

7	P13 第1編 第4章	港湾・漁港	<p>9 港湾・漁港 (1) 港湾 本県には、次のとおり7港があり、それぞれの地域の特性に応じながら、産業振興や地域経済の活性化に重要な役割を担っている。 特に、千葉港は、東京湾の北東部に位置し、約133キロメートルに及ぶ海岸線延長と背後に市川市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市、袖ヶ浦市の6市を擁する、水域面積24,800ヘクタールの日本一広い港湾である。 本港は我が国の基幹産業が立地する京葉臨海工業地帯の基盤的港湾として、昭和40年に特定重要港湾に指定された。なお、平成23年4月1日に港湾法の改正に伴い、特定重要港湾から国際拠点港湾に改められた。 主な取扱貨物は、LNG(液化天然ガス)・石油製品・原油であり、平成28年の取扱貨物量は約1億5,433万トン(全国第2位)と全国の産業経済を支える重要な位置を占めている。 また、平成6年より千葉港中央地区で外貨コンテナの取り扱いが始まるなど、流通港湾としての役割を果たすとともに、人工海浜6箇所(約6.5キロメートル)や親水公園・緑地 15箇所等が整備され、海洋性レクリエーションの場として多くの地域住民に利用されている。</p>	<p>9 港湾・漁港 (1) 港湾 本県には、次のとおり7港があり、それぞれの地域の特性に応じながら、産業振興や地域経済の活性化に重要な役割を担っている。 特に、千葉港は、東京湾の北東部に位置し、約133キロメートルに及ぶ海岸線延長と背後に市川市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市、袖ヶ浦市の6市を擁する、水域面積24,800ヘクタールの日本一広い港湾である。 本港は我が国の基幹産業が立地する京葉臨海工業地帯の基盤的港湾として、昭和40年に特定重要港湾に指定された。なお、平成23年4月1日に港湾法の改正に伴い、特定重要港湾から国際拠点港湾に改められた。 主な取扱貨物は、LNG(液化天然ガス)・石油製品・原油であり、平成28年の取扱貨物量は約1億5,094万トン(全国第2位)と全国の産業経済を支える重要な位置を占めている。 また、平成6年より千葉港中央地区で外貨コンテナの取り扱いが始まるなど、流通港湾としての役割を果たすとともに、人工海浜6箇所(約6.8キロメートル)や親水公園・緑地 15箇所等が整備され、海洋性レクリエーションの場として多くの地域住民に利用されている。</p>	時点修正																																								
8	P13 第1編 第4章	港湾・漁港	<p>(1) 港湾</p> <table border="1" data-bbox="430 595 1093 930"> <thead> <tr> <th>港湾名</th> <th>公共主要施設</th> <th>対象船舶</th> <th>船格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木更津港</td> <td>(吾妻地区・江川地区) ・物揚場等 総延長2,286m (木更津南部地区) ・水深4.5m～12m岸壁(12バース) 総延長1,428m (富津地区) ・水深5.5、7.5m岸壁(6バース) 総延長620m ・物揚場 857m</td> <td>300～30,000重量トン</td> <td>重要港湾</td> <td>鉄鋼・エネルギー基地等京葉工業地帯の一翼を担う産業機能集積港湾 ・貨物取扱量全国第14位の国際貿易港</td> </tr> </tbody> </table> <p>※注 重量トン: 船舶が積載出来る貨物の量を示す。</p>	港湾名	公共主要施設	対象船舶	船格	備考	木更津港	(吾妻地区・江川地区) ・物揚場等 総延長2,286m (木更津南部地区) ・水深4.5m～12m岸壁(12バース) 総延長1,428m (富津地区) ・水深5.5、7.5m岸壁(6バース) 総延長620m ・物揚場 857m	300～30,000重量トン	重要港湾	鉄鋼・エネルギー基地等京葉工業地帯の一翼を担う産業機能集積港湾 ・貨物取扱量全国第14位の国際貿易港	<p>(1) 港湾</p> <table border="1" data-bbox="1106 595 1769 930"> <thead> <tr> <th>港湾名</th> <th>公共主要施設</th> <th>対象船舶</th> <th>船格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木更津港</td> <td>(吾妻地区・江川地区) ・物揚場等 総延長2,286m (木更津南部地区) ・水深4.5m～12m岸壁(12バース) 総延長1,428m (富津地区) ・水深5.5、7.5m岸壁(6バース) 総延長620m ・物揚場 857m</td> <td>300～30,000重量トン</td> <td>重要港湾</td> <td>鉄鋼・エネルギー基地等京葉工業地帯の一翼を担う産業機能集積港湾 ・貨物取扱量全国第12位の国際貿易港</td> </tr> </tbody> </table> <p>※注 重量トン: ほぼ船舶が積載出来る貨物の量を示す。</p>	港湾名	公共主要施設	対象船舶	船格	備考	木更津港	(吾妻地区・江川地区) ・物揚場等 総延長2,286m (木更津南部地区) ・水深4.5m～12m岸壁(12バース) 総延長1,428m (富津地区) ・水深5.5、7.5m岸壁(6バース) 総延長620m ・物揚場 857m	300～30,000重量トン	重要港湾	鉄鋼・エネルギー基地等京葉工業地帯の一翼を担う産業機能集積港湾 ・貨物取扱量全国第12位の国際貿易港	時点修正																				
港湾名	公共主要施設	対象船舶	船格	備考																																									
木更津港	(吾妻地区・江川地区) ・物揚場等 総延長2,286m (木更津南部地区) ・水深4.5m～12m岸壁(12バース) 総延長1,428m (富津地区) ・水深5.5、7.5m岸壁(6バース) 総延長620m ・物揚場 857m	300～30,000重量トン	重要港湾	鉄鋼・エネルギー基地等京葉工業地帯の一翼を担う産業機能集積港湾 ・貨物取扱量全国第14位の国際貿易港																																									
港湾名	公共主要施設	対象船舶	船格	備考																																									
木更津港	(吾妻地区・江川地区) ・物揚場等 総延長2,286m (木更津南部地区) ・水深4.5m～12m岸壁(12バース) 総延長1,428m (富津地区) ・水深5.5、7.5m岸壁(6バース) 総延長620m ・物揚場 857m	300～30,000重量トン	重要港湾	鉄鋼・エネルギー基地等京葉工業地帯の一翼を担う産業機能集積港湾 ・貨物取扱量全国第12位の国際貿易港																																									
9	P15 第1編 第4章	港湾・漁港	<p>(2) 漁港 本県には、68の漁港があり、そのうち下記の4漁港が県の地域防災計画により、緊急輸送ネットワークの拠点として位置付けられている。</p> <table border="1" data-bbox="430 1190 1093 1445"> <thead> <tr> <th>漁港名</th> <th>主要施設</th> <th>対象船舶</th> <th>種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大原漁港</td> <td>・水深 5.0m 耐震強化岸壁 1バース(96m)</td> <td>1,000重量トン</td> <td>第3種漁港</td> <td>全国屈指のイセエビ陸揚港</td> </tr> <tr> <td>原漁港</td> <td>・水深 3.5m～5.0m 岸壁 954m</td> <td>10～150総トン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港</td> <td>・水深 2.5m 物揚場 488m</td> <td>10総トン</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	漁港名	主要施設	対象船舶	種類	備考	大原漁港	・水深 5.0m 耐震強化岸壁 1バース(96m)	1,000重量トン	第3種漁港	全国屈指のイセエビ陸揚港	原漁港	・水深 3.5m～5.0m 岸壁 954m	10～150総トン			港	・水深 2.5m 物揚場 488m	10総トン			<p>(2) 漁港 本県には、69の漁港があり、そのうち下記の4漁港が県の地域防災計画により、緊急輸送ネットワークの拠点として位置付けられている。</p> <table border="1" data-bbox="1106 1190 1769 1398"> <thead> <tr> <th>漁港名</th> <th>主要施設</th> <th>対象船舶</th> <th>種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大原漁港</td> <td>・水深 3.5m～5.0m 岸壁 1,050m</td> <td>10～150総トン</td> <td>第3種漁港</td> <td>全国屈指のイセエビ陸揚港</td> </tr> <tr> <td>原漁港</td> <td>・水深 2.5m 物揚場 488m</td> <td>10総トン</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	漁港名	主要施設	対象船舶	種類	備考	大原漁港	・水深 3.5m～5.0m 岸壁 1,050m	10～150総トン	第3種漁港	全国屈指のイセエビ陸揚港	原漁港	・水深 2.5m 物揚場 488m	10総トン			港					時点修正
漁港名	主要施設	対象船舶	種類	備考																																									
大原漁港	・水深 5.0m 耐震強化岸壁 1バース(96m)	1,000重量トン	第3種漁港	全国屈指のイセエビ陸揚港																																									
原漁港	・水深 3.5m～5.0m 岸壁 954m	10～150総トン																																											
港	・水深 2.5m 物揚場 488m	10総トン																																											
漁港名	主要施設	対象船舶	種類	備考																																									
大原漁港	・水深 3.5m～5.0m 岸壁 1,050m	10～150総トン	第3種漁港	全国屈指のイセエビ陸揚港																																									
原漁港	・水深 2.5m 物揚場 488m	10総トン																																											
港																																													

10	P16 第1編 第4章	自衛隊施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>施設・主要部隊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木更津市</td> <td>(陸上自衛隊)木更津駐屯地 ：第1ヘリコプター団、第4対戦車ヘリコプター隊、 木更津駐屯地業務隊 (海上自衛隊)航空補給処 (航空自衛隊)木更津分屯基地：第4補給処木更津支処</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td>(陸上自衛隊)下志津駐屯地 ：高射学校、高射教導隊 (千葉地方協力本部)</td> </tr> <tr> <td>船橋市・八千代市</td> <td>(陸上自衛隊)習志野駐屯地、習志野演習場 ：第1空挺団、習志野駐屯地業務隊特殊作戦群 (航空自衛隊)習志野分屯基地：第1高射群第1高射隊</td> </tr> <tr> <td>松戸市・鎌ヶ谷市</td> <td>(陸上自衛隊)松戸駐屯地 ：関東補給処松戸支処、第2高射特科群、需品学校、 需品教導隊</td> </tr> <tr> <td>柏市</td> <td>(陸上自衛隊)柏高射教育訓練場：第2高射特科群 (航空自衛隊)柏送信所：航空システム通信隊</td> </tr> <tr> <td>柏市・鎌ヶ谷市</td> <td>(海上自衛隊)下総航空基地 ：教育航空集団司令部、下総教育航空群、移動通信隊、 第3術科学校、航空補給処下総支処、下総航空基地隊</td> </tr> <tr> <td>館山市</td> <td>(海上自衛隊)館山航空基地 ：第21航空群、館山航空基地隊</td> </tr> <tr> <td>南房総市</td> <td>(航空自衛隊)峯岡山分屯基地：第44警戒隊</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	施設・主要部隊	木更津市	(陸上自衛隊)木更津駐屯地 ：第1ヘリコプター団、第4対戦車ヘリコプター隊、 木更津駐屯地業務隊 (海上自衛隊)航空補給処 (航空自衛隊)木更津分屯基地：第4補給処木更津支処	千葉市	(陸上自衛隊)下志津駐屯地 ：高射学校、高射教導隊 (千葉地方協力本部)	船橋市・八千代市	(陸上自衛隊)習志野駐屯地、習志野演習場 ：第1空挺団、習志野駐屯地業務隊特殊作戦群 (航空自衛隊)習志野分屯基地：第1高射群第1高射隊	松戸市・鎌ヶ谷市	(陸上自衛隊)松戸駐屯地 ：関東補給処松戸支処、第2高射特科群、需品学校、 需品教導隊	柏市	(陸上自衛隊)柏高射教育訓練場：第2高射特科群 (航空自衛隊)柏送信所：航空システム通信隊	柏市・鎌ヶ谷市	(海上自衛隊)下総航空基地 ：教育航空集団司令部、下総教育航空群、移動通信隊、 第3術科学校、航空補給処下総支処、下総航空基地隊	館山市	(海上自衛隊)館山航空基地 ：第21航空群、館山航空基地隊	南房総市	(航空自衛隊)峯岡山分屯基地：第44警戒隊	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>施設・主要部隊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木更津市</td> <td>(陸上自衛隊)木更津駐屯地 ：第1ヘリコプター団、第4対戦車ヘリコプター隊 (海上自衛隊)航空補給処 (航空自衛隊)木更津分屯基地：第4補給処木更津支処</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td>(陸上自衛隊)下志津駐屯地 ：高射学校、高射教導隊 (千葉地方協力本部)</td> </tr> <tr> <td>船橋市・八千代市</td> <td>(陸上自衛隊)習志野駐屯地、習志野演習場 ：第1空挺団、習志野駐屯地業務隊 (航空自衛隊)習志野分屯基地：第1高射群第1高射隊</td> </tr> <tr> <td>松戸市・鎌ヶ谷市</td> <td>(陸上自衛隊)松戸駐屯地 ：関東補給処松戸支処、第2高射特科群、需品学校、 需品教導隊</td> </tr> <tr> <td>柏市</td> <td>(陸上自衛隊)柏高射教育訓練場：第2高射特科群 (航空自衛隊)柏送信所：航空システム通信隊</td> </tr> <tr> <td>柏市・鎌ヶ谷市</td> <td>(海上自衛隊)下総航空基地 ：教育航空集団司令部、下総教育航空群、移動通信隊、 第3術科学校、航空補給処下総支処、下総航空基地隊</td> </tr> <tr> <td>館山市</td> <td>(海上自衛隊)館山航空基地 ：第21航空群、館山航空基地隊</td> </tr> <tr> <td>南房総市</td> <td>(航空自衛隊)峯岡山分屯基地：第44警戒隊</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	施設・主要部隊	木更津市	(陸上自衛隊)木更津駐屯地 ：第1ヘリコプター団、第4対戦車ヘリコプター隊 (海上自衛隊)航空補給処 (航空自衛隊)木更津分屯基地：第4補給処木更津支処	千葉市	(陸上自衛隊)下志津駐屯地 ：高射学校、高射教導隊 (千葉地方協力本部)	船橋市・八千代市	(陸上自衛隊)習志野駐屯地、習志野演習場 ：第1空挺団、習志野駐屯地業務隊 (航空自衛隊)習志野分屯基地：第1高射群第1高射隊	松戸市・鎌ヶ谷市	(陸上自衛隊)松戸駐屯地 ：関東補給処松戸支処、第2高射特科群、需品学校、 需品教導隊	柏市	(陸上自衛隊)柏高射教育訓練場：第2高射特科群 (航空自衛隊)柏送信所：航空システム通信隊	柏市・鎌ヶ谷市	(海上自衛隊)下総航空基地 ：教育航空集団司令部、下総教育航空群、移動通信隊、 第3術科学校、航空補給処下総支処、下総航空基地隊	館山市	(海上自衛隊)館山航空基地 ：第21航空群、館山航空基地隊	南房総市	(航空自衛隊)峯岡山分屯基地：第44警戒隊	誤字等修正
所在地	施設・主要部隊																																								
木更津市	(陸上自衛隊)木更津駐屯地 ：第1ヘリコプター団、第4対戦車ヘリコプター隊、 木更津駐屯地業務隊 (海上自衛隊)航空補給処 (航空自衛隊)木更津分屯基地：第4補給処木更津支処																																								
千葉市	(陸上自衛隊)下志津駐屯地 ：高射学校、高射教導隊 (千葉地方協力本部)																																								
船橋市・八千代市	(陸上自衛隊)習志野駐屯地、習志野演習場 ：第1空挺団、習志野駐屯地業務隊特殊作戦群 (航空自衛隊)習志野分屯基地：第1高射群第1高射隊																																								
松戸市・鎌ヶ谷市	(陸上自衛隊)松戸駐屯地 ：関東補給処松戸支処、第2高射特科群、需品学校、 需品教導隊																																								
柏市	(陸上自衛隊)柏高射教育訓練場：第2高射特科群 (航空自衛隊)柏送信所：航空システム通信隊																																								
柏市・鎌ヶ谷市	(海上自衛隊)下総航空基地 ：教育航空集団司令部、下総教育航空群、移動通信隊、 第3術科学校、航空補給処下総支処、下総航空基地隊																																								
館山市	(海上自衛隊)館山航空基地 ：第21航空群、館山航空基地隊																																								
南房総市	(航空自衛隊)峯岡山分屯基地：第44警戒隊																																								
所在地	施設・主要部隊																																								
木更津市	(陸上自衛隊)木更津駐屯地 ：第1ヘリコプター団、第4対戦車ヘリコプター隊 (海上自衛隊)航空補給処 (航空自衛隊)木更津分屯基地：第4補給処木更津支処																																								
千葉市	(陸上自衛隊)下志津駐屯地 ：高射学校、高射教導隊 (千葉地方協力本部)																																								
船橋市・八千代市	(陸上自衛隊)習志野駐屯地、習志野演習場 ：第1空挺団、習志野駐屯地業務隊 (航空自衛隊)習志野分屯基地：第1高射群第1高射隊																																								
松戸市・鎌ヶ谷市	(陸上自衛隊)松戸駐屯地 ：関東補給処松戸支処、第2高射特科群、需品学校、 需品教導隊																																								
柏市	(陸上自衛隊)柏高射教育訓練場：第2高射特科群 (航空自衛隊)柏送信所：航空システム通信隊																																								
柏市・鎌ヶ谷市	(海上自衛隊)下総航空基地 ：教育航空集団司令部、下総教育航空群、移動通信隊、 第3術科学校、航空補給処下総支処、下総航空基地隊																																								
館山市	(海上自衛隊)館山航空基地 ：第21航空群、館山航空基地隊																																								
南房総市	(航空自衛隊)峯岡山分屯基地：第44警戒隊																																								
11	P17 第1編 第4章	石油コンビナート	<p>(1)石油コンビナート (京葉臨海北部地区) 京葉臨海北部地区は市川市に位置し、面積2.04平方キロメートル、総事業所数114社、そのうち6の特定事業所(第1種事業所5、第2種事業所1)で形成されており、油槽所主体の地区である。</p> <p>(京葉臨海中部地区) 京葉臨海中部地区は、千葉市、市原市及び袖ヶ浦市に位置し、面積45.19平方キロメートル、総事業所数270社、そのうち62の特定事業所(第1種事業所30(レイアウト事業所23)、第2種事業所32)で形成されており、全国83の特別防災区域のうち、面積及び危険物の貯蔵、取扱量とも全国有数であり、石油精製、石油化学業を主体とする地区である。</p> <p>(京葉臨海南部地区) 京葉臨海南部地区は、木更津市及び君津市に位置し、面積12.51平方キロメートル、総事業所数74社、そのうち3の特定事業所(第1種事業所1(レイアウト事業所1)、第2種事業所2)で形成されており、鉄鋼業主体の地区である。</p>	<p>(1)石油コンビナート (京葉臨海北部地区) 京葉臨海北部地区は市川市に位置し、面積2.04平方キロメートル、総事業所数116社、そのうち6の特定事業所(第1種事業所5、第2種事業所1)で形成されており、油槽所主体の地区である。</p> <p>(京葉臨海中部地区) 京葉臨海中部地区は、千葉市、市原市及び袖ヶ浦市に位置し、面積45.19平方キロメートル、総事業所数303社、そのうち62の特定事業所(第1種事業所30(レイアウト事業所23)、第2種事業所32)で形成されており、全国85の特別防災区域のうち、面積及び危険物の貯蔵、取扱量とも全国有数であり、石油精製、石油化学業を主体とする地区である。</p> <p>(京葉臨海南部地区) 京葉臨海南部地区は、木更津市及び君津市に位置し、面積12.51平方キロメートル、総事業所数78社、そのうち3の特定事業所(第1種事業所2(レイアウト事業所1)、第2種事業所1)で形成されており、鉄鋼業主体の地区である。</p>	時点修正																																				

12	P18 第1編 第4章	石油コンビナート	<千葉県石油コンビナート等特別防災区域概況表> (貯蔵・取扱・処理量：平成29年4月1日現在)							<千葉県石油コンビナート等特別防災区域概況表> (貯蔵・取扱・処理量：平成26年4月1日現在)							時点修正																								
			区分	区域面積 km ²	貯蔵・取扱・処理量		特 定 事 業 所※2		その他 事業所 (うち石油を貯 蔵する事業所)	区分	区域面積 km ²	貯蔵・取扱・処理量		特 定 事 業 所※2		その他 事業所 (うち石油を貯 蔵する事業所)																									
					石 油 千 kℓ	高圧ガス 百万Nm ³ ※1	総 数 (うちレイアウト 事業所※3)	第 二 種 事業所				石 油 千 kℓ	高圧ガス 百万Nm ³ ※1	総 数 (うちレイアウト 事業所※3)	第 二 種 事業所																										
京 葉 臨 海 北 部	市川市	2.04	249 (1.24%)	6 (0.25%)	6	5 (0)	1 (25)	108 (25)	京 葉 臨 海 北 部	市川市	2.86	246 (1.21%)	6 (0.25%)	6	5 (0)	1 (26)	94 (26)																								
	船橋市		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0 (0)	0 (16)	16 (16)		船橋市		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	0 (0)	0 (16)	16 (16)																								
	小 計		246 (1.21%)	6 (0.25%)	6	5 (0)	1 (42)	110 (42)		小 計		246 (1.21%)	6 (0.25%)	6	5 (0)	1 (42)	110 (42)																								
京 葉 臨 海 中 部	千葉市	45.19	431 (2.15%)	31 (1.36%)	8	5 (3)	3 (20)	109 (20)	京 葉 臨 海 中 部	千葉市	45.19	405 (1.99%)	31 (1.28%)	8	5 (3)	3 (21)	109 (21)																								
	市原市		14,913 (74.36%)	1,978 (86.56%)	37	18 (16)	19 (24)	79 (24)		市原市		15,224 (74.62%)	2,108 (86.75%)	37	18 (16)	19 (40)	111 (40)																								
	袖ヶ浦市		4,411 (22.00%)	249 (10.90%)	17	7 (4)	10 (21)	21 (21)		袖ヶ浦市		4,451 (21.81%)	263 (10.82%)	17	7 (4)	10 (21)	21 (21)																								
	小 計		19,755 (98.51%)	2,258 (98.82%)	62	30 (23)	32 (64)	208 (64)		小 計		20,080 (98.42%)	2,402 (98.85%)	62	30 (23)	32 (82)	241 (82)																								
京 葉 臨 海 南 部	木更津市	12.51	50 (0.25%)	21 (0.92%)	3	1 (1)	2 (21)	71 (21)	京 葉 臨 海 南 部	木更津市	12.51	76 (0.37%)	22 (0.90%)	3	2 (2)	1 (23)	75 (23)																								
	君津市		50 (0.25%)	21 (0.92%)	3	1 (1)	2 (21)	71 (21)		君津市		76 (0.37%)	22 (0.90%)	3	2 (2)	1 (23)	75 (23)																								
	小 計									小 計																															
	合 計	59.74	20,054 (100.0%)	2,285 (100.0%)	71	36 (24)	35 (110)	387 (110)		合 計	60.56	20,402 (100.0%)	2,430 (100.0%)	71	37 (25)	34 (147)	426 (147)																								
13	P19 第1編 第4章	観光客	(2)観光客 本県には、平成28年1月から12月までの1年間で延べ約1億7,765万人の観光客が訪れており、地域別にみると、東葛飾地域が約5,890万人と最も多く、次いで千葉地域(約3,107万人)、君津地域(約2,479万人)、印旛地域(約2,463万人)、安房地域(約1,163万人)の順であり、この5地域で全体の約85パーセントを占めた。 また、施設別では、東京ディズニーリゾートが約3,000万人と最も多く、次いで成田山新勝寺(約1,112万人)、海ほたるパーキングエリア(約772万人)と、この3施設で観光客数全体の約27パーセントを占めた。							(2)観光課 本県には、平成24年1月から12月までの1年間で延べ約1億5,510万人の観光客が訪れており、地域別にみると、東葛飾地域が約5,168万人と最も多く、次いで千葉地域(約2,907万人)、印旛地域(約1,697万人)、君津地域(約2,457万人)、安房地域(約981万人)の順であり、この5地域で全体の約85パーセントを占めた。 また、施設別では、東京ディズニーリゾートが約2,750万人と最も多く、次いで成田山新勝寺(約998万人)、海ほたるパーキングエリア(約884万人)と、この3施設で観光客数全体の約30パーセントを占めた。							時点修正																								
14	P23 第1編 第5章	関係機関の事務又は業務の大綱	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東農政局</td> <td>1 応急用食料調達・供給支援</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 農業用ダム等の安全確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 NBC(核・生物・化学兵器)攻撃等による汚染農産物の安全確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 家畜保護による配慮</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 農林水産業に係る被害拡大防止</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 農林水産業関係施設の応急の復旧</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 食料等の価格・供給の安定に必要な措置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 被災農林漁業者への資金の融通に関する措置</td> </tr> </tbody> </table>							機関の名称	事務又は業務の大綱	関東農政局	1 応急用食料調達・供給支援		2 農業用ダム等の安全確保		3 NBC(核・生物・化学兵器)攻撃等による汚染農産物の安全確認		4 家畜保護による配慮		5 農林水産業に係る被害拡大防止		6 農林水産業関係施設の応急の復旧		7 食料等の価格・供給の安定に必要な措置		8 被災農林漁業者への資金の融通に関する措置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東農政局</td> <td>1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄資源の確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 農業関連施設の応急復旧に関する連絡調整</td> </tr> </tbody> </table>							機関の名称	事務又は業務の大綱	関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄資源の確保		2 農業関連施設の応急復旧に関する連絡調整	関東農政局国民保護マニュアルの改正に伴う変更
機関の名称	事務又は業務の大綱																																								
関東農政局	1 応急用食料調達・供給支援																																								
	2 農業用ダム等の安全確保																																								
	3 NBC(核・生物・化学兵器)攻撃等による汚染農産物の安全確認																																								
	4 家畜保護による配慮																																								
	5 農林水産業に係る被害拡大防止																																								
	6 農林水産業関係施設の応急の復旧																																								
	7 食料等の価格・供給の安定に必要な措置																																								
	8 被災農林漁業者への資金の融通に関する措置																																								
機関の名称	事務又は業務の大綱																																								
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄資源の確保																																								
	2 農業関連施設の応急復旧に関する連絡調整																																								

15	P24 第1編 第5章	関係機関の事務又は業務の大綱	<p>【指定公共機関及び指定地方公共機関】</p> <table border="1"> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> <tr> <td>災害研究機関</td> <td>1 武力攻撃災害に関する指導、助言等</td> </tr> <tr> <td>放送事業者</td> <td>1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送</td> </tr> <tr> <td>運送事業者</td> <td>1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保</td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い</td> </tr> <tr> <td>電気事業者</td> <td>1 電気の安定的な供給</td> </tr> <tr> <td>ガス事業者</td> <td>1 ガスの安定的な供給</td> </tr> <tr> <td>水道用水供給事業者</td> <td>1 水の安定的な供給</td> </tr> <tr> <td>日本郵便株式会社</td> <td>1 郵便の確保</td> </tr> <tr> <td>一般信書便事業者</td> <td>1 信書便の確保</td> </tr> <tr> <td>病院その他の医療機関</td> <td>1 医療の確保</td> </tr> <tr> <td>道路、空港の管理者</td> <td>1 道路及び空港の管理</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社</td> <td>1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答</td> </tr> <tr> <td>日本銀行</td> <td>1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持</td> </tr> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等	放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送	運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保	電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い	電気事業者	1 電気の安定的な供給	ガス事業者	1 ガスの安定的な供給	水道用水供給事業者	1 水の安定的な供給	日本郵便株式会社	1 郵便の確保	一般信書便事業者	1 信書便の確保	病院その他の医療機関	1 医療の確保	道路、空港の管理者	1 道路及び空港の管理	日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答	日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持	(新規)	都道府県国民保護モデル計画との整合性を図るための変更
機関の名称	事務又は業務の大綱																																
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等																																
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送																																
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保																																
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い																																
電気事業者	1 電気の安定的な供給																																
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給																																
水道用水供給事業者	1 水の安定的な供給																																
日本郵便株式会社	1 郵便の確保																																
一般信書便事業者	1 信書便の確保																																
病院その他の医療機関	1 医療の確保																																
道路、空港の管理者	1 道路及び空港の管理																																
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答																																
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持																																
16	P26 第2編 第1章 第1	県の各部局庁における平素の業務	<p>【県の各部局庁における主な平素の業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>平素からの業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災危機管理部</td> <td>・県国民保護協議会の運営に関する事 ・県国民保護計画の見直しに関する事 ・避難施設の指定に関する事 ・備蓄物資に関する事 ・非常通信体制の整備に関する事 ・国民保護に係る研修及び訓練に関する事 ・特殊標章等の交付体制に関する事 ・国民保護に関する各部局間の調整に関する事 ・安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関する事 ・警報の通知及び緊急通報の発令に関する事 ・危険物質の保安対策に関する事 ・その他各部局庁に属しない武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</td> </tr> <tr> <td>商工労働部</td> <td>・物資運送体制の整備に関する事 ・その他商工労働部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	平素からの業務	防災危機管理部	・県国民保護協議会の運営に関する事 ・県国民保護計画の見直しに関する事 ・避難施設の指定に関する事 ・備蓄物資に関する事 ・非常通信体制の整備に関する事 ・国民保護に係る研修及び訓練に関する事 ・特殊標章等の交付体制に関する事 ・国民保護に関する各部局間の調整に関する事 ・安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関する事 ・警報の通知及び緊急通報の発令に関する事 ・危険物質の保安対策に関する事 ・その他各部局庁に属しない武力攻撃災害対応体制の整備に関する事	商工労働部	・物資運送体制の整備に関する事 ・その他商工労働部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事	<p>【県の各部局庁における主な平素の業務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>平素からの業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災危機管理部</td> <td>・県国民保護協議会の運営に関する事 ・県国民保護計画の見直しに関する事 ・避難施設の指定に関する事 ・備蓄物資に関する事 ・非常通信体制の整備に関する事 ・国民保護に係る研修及び訓練に関する事 ・特殊標章等の交付体制に関する事 ・国民保護に関する各部局間の調整に関する事 ・安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関する事 ・警報の通知及び緊急通報の発令に関する事 ・その他各部局庁に属しない武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</td> </tr> <tr> <td>商工労働部</td> <td>・危険物質の保安対策に関する事 ・物資運送体制の整備に関する事 ・その他商工労働部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部局名	平素からの業務	防災危機管理部	・県国民保護協議会の運営に関する事 ・県国民保護計画の見直しに関する事 ・避難施設の指定に関する事 ・備蓄物資に関する事 ・非常通信体制の整備に関する事 ・国民保護に係る研修及び訓練に関する事 ・特殊標章等の交付体制に関する事 ・国民保護に関する各部局間の調整に関する事 ・安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関する事 ・警報の通知及び緊急通報の発令に関する事 ・その他各部局庁に属しない武力攻撃災害対応体制の整備に関する事	商工労働部	・危険物質の保安対策に関する事 ・物資運送体制の整備に関する事 ・その他商工労働部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事	組織改正に伴う変更																
部局名	平素からの業務																																
防災危機管理部	・県国民保護協議会の運営に関する事 ・県国民保護計画の見直しに関する事 ・避難施設の指定に関する事 ・備蓄物資に関する事 ・非常通信体制の整備に関する事 ・国民保護に係る研修及び訓練に関する事 ・特殊標章等の交付体制に関する事 ・国民保護に関する各部局間の調整に関する事 ・安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関する事 ・警報の通知及び緊急通報の発令に関する事 ・危険物質の保安対策に関する事 ・その他各部局庁に属しない武力攻撃災害対応体制の整備に関する事																																
商工労働部	・物資運送体制の整備に関する事 ・その他商工労働部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事																																
部局名	平素からの業務																																
防災危機管理部	・県国民保護協議会の運営に関する事 ・県国民保護計画の見直しに関する事 ・避難施設の指定に関する事 ・備蓄物資に関する事 ・非常通信体制の整備に関する事 ・国民保護に係る研修及び訓練に関する事 ・特殊標章等の交付体制に関する事 ・国民保護に関する各部局間の調整に関する事 ・安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関する事 ・警報の通知及び緊急通報の発令に関する事 ・その他各部局庁に属しない武力攻撃災害対応体制の整備に関する事																																
商工労働部	・危険物質の保安対策に関する事 ・物資運送体制の整備に関する事 ・その他商工労働部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事																																
17	P26 第2編 第1章 第1	県の各部局庁における平素の業務	<p>【県の各部局庁における主な平素の業務】</p> <table border="1"> <tr> <td>企業土地管理理局</td> <td>・企業土地管理局事業区域及び事業に関する事 ・その他企業土地管理局内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</td> </tr> </table>	企業土地管理理局	・企業土地管理局事業区域及び事業に関する事 ・その他企業土地管理局内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事	<p>【県の各部局庁における主な平素の業務】</p> <table border="1"> <tr> <td>企業庁</td> <td>・企業庁事業区域及び事業に関する事 ・その他企業庁内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事</td> </tr> </table>	企業庁	・企業庁事業区域及び事業に関する事 ・その他企業庁内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事	組織改正に伴う変更																								
企業土地管理理局	・企業土地管理局事業区域及び事業に関する事 ・その他企業土地管理局内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事																																
企業庁	・企業庁事業区域及び事業に関する事 ・その他企業庁内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事																																

18	P28 第2編 第1章 第1	県職員の参集 基準等	(2)職員の参集基準等			(2)職員の参集基準等			災害対策本部設置前及び災害対策本部 設置後の配備基準改正に伴う変更
			体 制	職員の参集を要する課	参集人数	体 制	職員の参集を要する課	参集人数	
			国民保護等連絡室体制	・危機管理課 ・防災政策課 ・事態関係課	風水害等の災害警戒体制人数を 参考に、各課であらかじめ定め る	国民保護等連絡室体制	・危機管理課 ・防災政策課 ・事態関係課	風水害等の第1配備人数を参考 に、各課であらかじめ定める	
			国民保護等緊急対策本部体制	・防災危機管理部各課 ・各局庁主管課 ・事態関係課	風水害等の災害対策本部第1配 備人数を参考に、各課であらか じめ定める	国民保護等緊急対策本部体制	・防災危機管理部各課 ・各局庁主管課 ・事態関係課	風水害等の本部第1配備人数を 参考に、各課であらかじめ定め る	
			県国民保護対策本部体制	・全課	風水害等、地震・津波の災害対 策本部第3配備人数	県国民保護対策本部体制	・全課	風水害等、地震・津波の本部第 3配備人数	
19	P42 第2編 第1章 第1	研修及び訓練	(1)研修 ア 国の研修機関における研修の活用 県は、国民保護及び危機管理を担当する専門職員を育成するため、国の研 修機関や量子科学技術研究開発機構などの研修課程を有効に活用し、職員の 研修機会を確保するものとする。			(1)研修 ア 国の研修機関における研修の活用 県は、国民保護及び危機管理を担当する専門職員を育成するため、国の研 修機関や放射線医学総合研究所などの研修課程を有効に活用し、職員の研修 機会を確保するものとする。			国立研究開発法人放射線医学総合研究 所法の改正に伴う名称変更
			5 研修及び訓練 (2)訓練 ア 県における訓練の実施 県は、区域内の市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなど して、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能 力の向上を図るものとする。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ 作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、消防本部(局)、自衛隊、 第三管区海上保安本部との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃 災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事 態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うと ともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとし よう努め、また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努めるもの とする。			5 研修及び訓練 (2)訓練 ア 県における訓練の実施 県は、区域内の市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなど して、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能 力の向上を図るものとする。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ 作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、消防本部(局)、自衛隊、 第三管区海上保安本部との連携を図るものとする。			
20	P42 第2編 第1章 第1	研修及び訓練	5 研修及び訓練 (2)訓練 ア 県における訓練の実施 県は、区域内の市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなど して、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能 力の向上を図るものとする。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ 作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、消防本部(局)、自衛隊、 第三管区海上保安本部との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃 災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事 態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うと ともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとし よう努め、また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努めるもの とする。			5 研修及び訓練 (2)訓練 ア 県における訓練の実施 県は、区域内の市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなど して、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能 力の向上を図るものとする。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ 作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、消防本部(局)、自衛隊、 第三管区海上保安本部との連携を図るものとする。			国の基本指針との整合性を図るための変 更
			5 避難施設の指定 (2)避難施設の指定上の留意事項 イ 爆風等からの直接の被害を軽減するため、コンクリート造り等の堅ろうな建築 物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。 ウ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それ ぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう 指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。			5 避難施設の指定 (2)避難施設の指定上の留意事項 イ 爆風等からの直接の被害を軽減するため、コンクリート造り等の堅ろうな建築 物を指定するよう配慮する。 ウ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多く の施設の確保に努めるよう配慮する。			
21	P47 第2編 第1章 第2	避難施設の指 定	5 避難施設の指定 (2)避難施設の指定上の留意事項 イ 爆風等からの直接の被害を軽減するため、コンクリート造り等の堅ろうな建築 物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。 ウ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それ ぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう 指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。			5 避難施設の指定 (2)避難施設の指定上の留意事項 イ 爆風等からの直接の被害を軽減するため、コンクリート造り等の堅ろうな建築 物を指定するよう配慮する。 ウ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多く の施設の確保に努めるよう配慮する。			国の基本指針との整合性を図るための変 更
			5 避難施設の指定 (2)避難施設の指定上の留意事項 イ 爆風等からの直接の被害を軽減するため、コンクリート造り等の堅ろうな建築 物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。 ウ 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それ ぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう 指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。			5 避難施設の指定 (2)避難施設の指定上の留意事項 イ 爆風等からの直接の被害を軽減するため、コンクリート造り等の堅ろうな建築 物を指定するよう配慮する。 ウ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多く の施設の確保に努めるよう配慮する。			

22	P49 第2編 第1章 第3	生活関連当 施設の把握等	<p>1 生活関連等施設の把握等 (1)生活関連等施設の把握</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国民保護 法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種 類</th> <th>主管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">第28条</td> <td>1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>毒劇薬（毒物及び劇物取締法）</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>高压ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>核燃料物質（汚染物質を含 む。）</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質を含 む。）</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒薬及び劇薬（医薬品、医療機 器等の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律）</td> <td>厚生労働省、農林水産省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>電気工作物内の高压ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>10号</td> <td>生物剤、毒素</td> <td>各省庁（主務大臣）</td> </tr> <tr> <td>11号</td> <td>毒性物質</td> <td>経済産業省</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護 法施行令	各号	施設の種 類	主管省庁名	第28条	1号	危険物	総務省消防庁	2号	毒劇薬（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	3号	火薬類	経済産業省	4号	高压ガス	経済産業省	5号	核燃料物質（汚染物質を含 む。）	原子力規制委員会	6号	核原料物質	原子力規制委員会	7号	放射性同位元素（汚染物質を含 む。）	原子力規制委員会	8号	毒薬及び劇薬（医薬品、医療機 器等の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律）	厚生労働省、農林水産省	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	11号	毒性物質	経済産業省	<p>1 生活関連等施設の把握等 (1)生活関連等施設の把握</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国民保護 法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種 類</th> <th>主管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="11">第28条</td> <td>1号</td> <td>危険物</td> <td>総務省消防庁</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>毒劇物（毒物及び劇物取締法）</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>火薬類</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>高压ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>核燃料物質（汚染物質を含 む。）</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質を含 む。）</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>毒劇物（薬事法）</td> <td>厚生労働省、農林水産省</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>電気工作物内の高压ガス</td> <td>経済産業省</td> </tr> <tr> <td>10号</td> <td>生物剤、毒素</td> <td>各省庁（主務大臣）</td> </tr> <tr> <td>11号</td> <td>毒性物質</td> <td>経済産業省</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護 法施行令	各号	施設の種 類	主管省庁名	第28条	1号	危険物	総務省消防庁	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	3号	火薬類	経済産業省	4号	高压ガス	経済産業省	5号	核燃料物質（汚染物質を含 む。）	原子力規制委員会	6号	核原料物質	原子力規制委員会	7号	放射性同位元素（汚染物質を含 む。）	原子力規制委員会	8号	毒劇物（薬事法）	厚生労働省、農林水産省	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	11号	毒性物質	経済産業省	薬事法改正に伴う変更
国民保護 法施行令	各号	施設の種 類	主管省庁名																																																																														
第28条	1号	危険物	総務省消防庁																																																																														
	2号	毒劇薬（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省																																																																														
	3号	火薬類	経済産業省																																																																														
	4号	高压ガス	経済産業省																																																																														
	5号	核燃料物質（汚染物質を含 む。）	原子力規制委員会																																																																														
	6号	核原料物質	原子力規制委員会																																																																														
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含 む。）	原子力規制委員会																																																																														
	8号	毒薬及び劇薬（医薬品、医療機 器等の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律）	厚生労働省、農林水産省																																																																														
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省																																																																														
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）																																																																														
	11号	毒性物質	経済産業省																																																																														
国民保護 法施行令	各号	施設の種 類	主管省庁名																																																																														
第28条	1号	危険物	総務省消防庁																																																																														
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省																																																																														
	3号	火薬類	経済産業省																																																																														
	4号	高压ガス	経済産業省																																																																														
	5号	核燃料物質（汚染物質を含 む。）	原子力規制委員会																																																																														
	6号	核原料物質	原子力規制委員会																																																																														
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含 む。）	原子力規制委員会																																																																														
	8号	毒劇物（薬事法）	厚生労働省、農林水産省																																																																														
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省																																																																														
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）																																																																														
	11号	毒性物質	経済産業省																																																																														
23	P54 第2編 第1章 第5	傷病者搬送体 制の整備	<p>【武力攻撃災害時における医療救護体制の流れ】</p>	<p>【武力攻撃災害時における医療救護体制の流れ】</p>	名称の変更																																																																												

24	P60 第2編 第2章 第1	国民保護等緊急対策本部の設置	<p>【緊急対策本部の組織構成図】</p> <p style="text-align: center;">< 緊急対策本部 ></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="15" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本 部 会 議</td> <td>県対策本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>県対策副本部長</td> <td>副知事</td> </tr> <tr> <td>県対策本部員</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合企画部長</td> </tr> <tr> <td>(県統括対策本部員)</td> <td>防災危機管理部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>健康福祉部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保健医療担当部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>環境生活部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>商工労働部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農林水産部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県土整備部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会計管理者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水道局長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>企業土地管理局長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>病院局長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警察本部長の指定する者</td> </tr> <tr> <td>本部派遣職員</td> <td>自衛隊、関係機関から本部長が派遣を求める者</td> </tr> </table>	本 部 会 議	県対策本部長	知事	県対策副本部長	副知事	県対策本部員	総務部長		総合企画部長	(県統括対策本部員)	防災危機管理部長		健康福祉部長		保健医療担当部長		環境生活部長		商工労働部長		農林水産部長		県土整備部長		会計管理者		水道局長		企業土地管理局長		病院局長		教育長		警察本部長の指定する者	本部派遣職員	自衛隊、関係機関から本部長が派遣を求める者	<p>【緊急対策本部の組織構成図】</p> <p style="text-align: center;">< 緊急対策本部 ></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="15" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本 部 会 議</td> <td>県対策本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>県対策副本部長</td> <td>副知事</td> </tr> <tr> <td>県対策本部員</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合企画部長</td> </tr> <tr> <td>(県統括対策本部員)</td> <td>防災危機管理部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>健康福祉部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>環境生活部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>商工労働部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農林水産部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県土整備部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会計管理者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水道局長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>企業庁長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>病院局長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警察本部長</td> </tr> <tr> <td>本部派遣職員</td> <td>自衛隊、関係機関から本部長が派遣を求めるもの</td> </tr> </table>	本 部 会 議	県対策本部長	知事	県対策副本部長	副知事	県対策本部員	総務部長		総合企画部長	(県統括対策本部員)	防災危機管理部長		健康福祉部長		環境生活部長		商工労働部長		農林水産部長		県土整備部長		会計管理者		水道局長		企業庁長		病院局長		教育長		警察本部長	本部派遣職員	自衛隊、関係機関から本部長が派遣を求めるもの	県災害対策本部要綱改正等に伴う変更
			本 部 会 議		県対策本部長	知事																																																																							
県対策副本部長	副知事																																																																												
県対策本部員	総務部長																																																																												
	総合企画部長																																																																												
(県統括対策本部員)	防災危機管理部長																																																																												
	健康福祉部長																																																																												
	保健医療担当部長																																																																												
	環境生活部長																																																																												
	商工労働部長																																																																												
	農林水産部長																																																																												
	県土整備部長																																																																												
	会計管理者																																																																												
	水道局長																																																																												
	企業土地管理局長																																																																												
	病院局長																																																																												
	教育長																																																																												
	警察本部長の指定する者																																																																												
本部派遣職員	自衛隊、関係機関から本部長が派遣を求める者																																																																												
本 部 会 議	県対策本部長	知事																																																																											
	県対策副本部長	副知事																																																																											
	県対策本部員	総務部長																																																																											
		総合企画部長																																																																											
	(県統括対策本部員)	防災危機管理部長																																																																											
		健康福祉部長																																																																											
		環境生活部長																																																																											
		商工労働部長																																																																											
		農林水産部長																																																																											
		県土整備部長																																																																											
		会計管理者																																																																											
		水道局長																																																																											
		企業庁長																																																																											
		病院局長																																																																											
		教育長																																																																											
	警察本部長																																																																												
本部派遣職員	自衛隊、関係機関から本部長が派遣を求めるもの																																																																												
25	P60 第2編 第2章 第1	国民保護等緊急対策本部の設置	<table border="1"> <tr> <td rowspan="15" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本 部 事 務 局</td> <td>事務局長</td> <td>防災危機管理部次長</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>防災政策課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>危機管理課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>産業保安課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>財政課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村課長</td> </tr> <tr> <td>事務局職員</td> <td>総務班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>情報班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>応急対策班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>航空運用調整班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被災者支援班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>物資支援班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通信・システム班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>広報班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現地派遣班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射能対応班</td> </tr> <tr> <td>本部連絡員</td> <td>本部各部長の指名する者</td> </tr> </table>	本 部 事 務 局	事務局長	防災危機管理部次長	事務局次長	防災政策課長		危機管理課長		消防課長		産業保安課長		総務課長		財政課長		市町村課長	事務局職員	総務班		情報班		応急対策班		航空運用調整班		被災者支援班		物資支援班		通信・システム班		広報班		現地派遣班		放射能対応班	本部連絡員	本部各部長の指名する者	<table border="1"> <tr> <td rowspan="15" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本 部 事 務</td> <td>事務局長</td> <td>防災危機管理部次長</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>危機管理課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>財政課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村課長</td> </tr> <tr> <td>事務局職員</td> <td>統制班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>分析班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>情報班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>応急対策班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被災者支援班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>物資支援班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通信・システム班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>広報班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>庶務班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現地派遣班</td> </tr> <tr> <td>本部連絡員</td> <td>本部各部長の指名する者</td> </tr> </table>	本 部 事 務	事務局長	防災危機管理部次長	事務局次長	危機管理課長		総務課長		財政課長		市町村課長	事務局職員	統制班		分析班		情報班		応急対策班		被災者支援班		物資支援班		通信・システム班		広報班		庶務班		現地派遣班	本部連絡員	本部各部長の指名する者	県災害対策本部要綱改正等に伴う変更
本 部 事 務 局	事務局長	防災危機管理部次長																																																																											
	事務局次長	防災政策課長																																																																											
		危機管理課長																																																																											
		消防課長																																																																											
		産業保安課長																																																																											
		総務課長																																																																											
		財政課長																																																																											
		市町村課長																																																																											
	事務局職員	総務班																																																																											
		情報班																																																																											
		応急対策班																																																																											
		航空運用調整班																																																																											
		被災者支援班																																																																											
		物資支援班																																																																											
		通信・システム班																																																																											
	広報班																																																																												
	現地派遣班																																																																												
	放射能対応班																																																																												
本部連絡員	本部各部長の指名する者																																																																												
本 部 事 務	事務局長	防災危機管理部次長																																																																											
	事務局次長	危機管理課長																																																																											
		総務課長																																																																											
		財政課長																																																																											
		市町村課長																																																																											
	事務局職員	統制班																																																																											
		分析班																																																																											
		情報班																																																																											
		応急対策班																																																																											
		被災者支援班																																																																											
		物資支援班																																																																											
		通信・システム班																																																																											
		広報班																																																																											
		庶務班																																																																											
		現地派遣班																																																																											
本部連絡員	本部各部長の指名する者																																																																												

26	P61 第2編 第2章 第1	国民保護等緊急対策本部の設置	<p>【緊急対策本部事務局の組織構成及び分掌事務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務班</td> <td>1 現地緊急対策本部の要請及び設置に関する事。 2 国民保護等緊急対策本部事務局の組織、職員の配置及び勤務体制に関する事。 3 事務局各班の業務の分担に関する事。 4 国、全国知事会、九都県市等との連絡・調整に関する事。 5 国民保護等緊急対策本部会議の運営に関する事。 6 班長調整会議の実施等、事務局各班相互の連携に関する事。 7 文書の供覧、文書管理の指示に関する事。 8 国民保護等緊急対策本部の記録に関する事。 9 配備職員の参集状況の確認に関する事。 10 配備職員及びその家族の安否に関する事。 11 本部事務局職員の執務環境・健康管理に関する事。 12 本部事務局職員の食糧、仮眠場所の確保に関する事。 13 自衛隊等関係機関からの派遣職員に対する支援に関する事。 14 他の班に属しないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	班名	分 掌 事 務	総務班	1 現地緊急対策本部の要請及び設置に関する事。 2 国民保護等緊急対策本部事務局の組織、職員の配置及び勤務体制に関する事。 3 事務局各班の業務の分担に関する事。 4 国、全国知事会、九都県市等との連絡・調整に関する事。 5 国民保護等緊急対策本部会議の運営に関する事。 6 班長調整会議の実施等、事務局各班相互の連携に関する事。 7 文書の供覧、文書管理の指示に関する事。 8 国民保護等緊急対策本部の記録に関する事。 9 配備職員の参集状況の確認に関する事。 10 配備職員及びその家族の安否に関する事。 11 本部事務局職員の執務環境・健康管理に関する事。 12 本部事務局職員の食糧、仮眠場所の確保に関する事。 13 自衛隊等関係機関からの派遣職員に対する支援に関する事。 14 他の班に属しないこと。	<p>【緊急対策本部事務局の組織構成及び分掌事務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統制班</td> <td>1 国民保護等緊急対策本部事務局及び各部の応急対策の進捗管理に関する事 2 現地緊急対策本部の要請及び設置に関する事 3 国民保護等緊急対策本部事務局の組織、職員の配置及び勤務体制に関する事 4 事務局各班の業務の分担に関する事 5 国、全国知事会、九都県市等との連絡・調整に関する事 6 国民保護等緊急対策本部会議の運営に関する事 7 班長調整会議の実施等、事務局各班相互の連携に関する事 8 文書の供覧、文書管理の指示に関する事 9 国民保護等緊急対策本部の記録に関する事 10 他の班に属しないこと</td> </tr> </tbody> </table>	班名	分 掌 事 務	統制班	1 国民保護等緊急対策本部事務局及び各部の応急対策の進捗管理に関する事 2 現地緊急対策本部の要請及び設置に関する事 3 国民保護等緊急対策本部事務局の組織、職員の配置及び勤務体制に関する事 4 事務局各班の業務の分担に関する事 5 国、全国知事会、九都県市等との連絡・調整に関する事 6 国民保護等緊急対策本部会議の運営に関する事 7 班長調整会議の実施等、事務局各班相互の連携に関する事 8 文書の供覧、文書管理の指示に関する事 9 国民保護等緊急対策本部の記録に関する事 10 他の班に属しないこと	県災害対策本部要綱改正等に伴う変更																				
			班名	分 掌 事 務																													
総務班	1 現地緊急対策本部の要請及び設置に関する事。 2 国民保護等緊急対策本部事務局の組織、職員の配置及び勤務体制に関する事。 3 事務局各班の業務の分担に関する事。 4 国、全国知事会、九都県市等との連絡・調整に関する事。 5 国民保護等緊急対策本部会議の運営に関する事。 6 班長調整会議の実施等、事務局各班相互の連携に関する事。 7 文書の供覧、文書管理の指示に関する事。 8 国民保護等緊急対策本部の記録に関する事。 9 配備職員の参集状況の確認に関する事。 10 配備職員及びその家族の安否に関する事。 11 本部事務局職員の執務環境・健康管理に関する事。 12 本部事務局職員の食糧、仮眠場所の確保に関する事。 13 自衛隊等関係機関からの派遣職員に対する支援に関する事。 14 他の班に属しないこと。																																
班名	分 掌 事 務																																
統制班	1 国民保護等緊急対策本部事務局及び各部の応急対策の進捗管理に関する事 2 現地緊急対策本部の要請及び設置に関する事 3 国民保護等緊急対策本部事務局の組織、職員の配置及び勤務体制に関する事 4 事務局各班の業務の分担に関する事 5 国、全国知事会、九都県市等との連絡・調整に関する事 6 国民保護等緊急対策本部会議の運営に関する事 7 班長調整会議の実施等、事務局各班相互の連携に関する事 8 文書の供覧、文書管理の指示に関する事 9 国民保護等緊急対策本部の記録に関する事 10 他の班に属しないこと																																
27	P61 第2編 第2章 第1	国民保護等緊急対策本部の設置	<p>(削除)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報班</th> <th>分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>被害情報の収集に関する事。 (1) 市町村、消防(局)本部から県内被害状況を収集 (2) ライフライン関係機関から被害及び復旧状況を収集 (3) 自衛隊、海上保安庁、千葉県警察等関係機関が入手した被害情報を収集 (4) 千葉県に影響を及ぼす他都県の被害状況を収集 (5) マスコミが報道した被害情報を収集</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ヘリコプター映像伝送の要請、高所カメラの撮影に関する事。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>市町村の避難の指示の伝達及び住民の避難状況に関する事。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>被害の発生・拡大及び救援活動に影響を及ぼす気象・海象情報の収集に関する事。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>帰宅困難者、滞留者に係る情報の収集に関する事。</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>その他、事務局長から命ぜられた情報の収集に関する事。</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>被害情報の集約・整理に関する事。 (1) 各部が担任する被害情報を集約 (2) 分野別に被害情報を集約・整理 (3) 定時に被害報告報(被害の取り纏め)を作成</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>被害情報の報告・提供に関する事。 (1) 国(消防庁等)への被害報告 (2) 事務局各班の情報要求に係る情報の提供 (3) 重要情報、被害報告報を事務局各班、各部、市町村、関係機関等に提供</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>防災ポータルサイトへの情報の掲載及び更新</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>本部長等の状況判断に係る情報の分析に関する事。 (1) 主要な情報収集項目の決定 (2) 入手した情報を評価(信憑性と緊急性)し、本部長等に報告するとともに各班に提供 (3) 集約・整理された情報を分析(被害の概括と応急対策に及ぼす影響)し、本部長等に報告するとともに事務局各班に提供</td> </tr> </tbody> </table>	情報班	分 掌 事 務	1	被害情報の収集に関する事。 (1) 市町村、消防(局)本部から県内被害状況を収集 (2) ライフライン関係機関から被害及び復旧状況を収集 (3) 自衛隊、海上保安庁、千葉県警察等関係機関が入手した被害情報を収集 (4) 千葉県に影響を及ぼす他都県の被害状況を収集 (5) マスコミが報道した被害情報を収集	2	ヘリコプター映像伝送の要請、高所カメラの撮影に関する事。	3	市町村の避難の指示の伝達及び住民の避難状況に関する事。	4	被害の発生・拡大及び救援活動に影響を及ぼす気象・海象情報の収集に関する事。	5	帰宅困難者、滞留者に係る情報の収集に関する事。	6	その他、事務局長から命ぜられた情報の収集に関する事。	7	被害情報の集約・整理に関する事。 (1) 各部が担任する被害情報を集約 (2) 分野別に被害情報を集約・整理 (3) 定時に被害報告報(被害の取り纏め)を作成	8	被害情報の報告・提供に関する事。 (1) 国(消防庁等)への被害報告 (2) 事務局各班の情報要求に係る情報の提供 (3) 重要情報、被害報告報を事務局各班、各部、市町村、関係機関等に提供	9	防災ポータルサイトへの情報の掲載及び更新	10	本部長等の状況判断に係る情報の分析に関する事。 (1) 主要な情報収集項目の決定 (2) 入手した情報を評価(信憑性と緊急性)し、本部長等に報告するとともに各班に提供 (3) 集約・整理された情報を分析(被害の概括と応急対策に及ぼす影響)し、本部長等に報告するとともに事務局各班に提供	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分析班</th> <th>分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>本部長等の状況判断に係る情報の分析に関する事</td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td>1 被害情報の収集に関する事 2 ヘリコプター映像伝送の要請、高所カメラの撮影に関する事 3 市町村の避難の指示の伝達及び住民の避難状況に関する事 4 被害の拡大及び救援活動に影響を及ぼす気象・海象情報の収集に関する事 5 帰宅困難者、滞留者に係る情報の収集に関する事 6 その他、事務局長から命ぜられた情報の収集に関する事 7 被害情報の集約・整理に関する事 8 被害情報の報告・提供に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	分析班	分 掌 事 務	1	本部長等の状況判断に係る情報の分析に関する事	情報班	1 被害情報の収集に関する事 2 ヘリコプター映像伝送の要請、高所カメラの撮影に関する事 3 市町村の避難の指示の伝達及び住民の避難状況に関する事 4 被害の拡大及び救援活動に影響を及ぼす気象・海象情報の収集に関する事 5 帰宅困難者、滞留者に係る情報の収集に関する事 6 その他、事務局長から命ぜられた情報の収集に関する事 7 被害情報の集約・整理に関する事 8 被害情報の報告・提供に関する事	県災害対策本部要綱改正等に伴う変更
情報班	分 掌 事 務																																
1	被害情報の収集に関する事。 (1) 市町村、消防(局)本部から県内被害状況を収集 (2) ライフライン関係機関から被害及び復旧状況を収集 (3) 自衛隊、海上保安庁、千葉県警察等関係機関が入手した被害情報を収集 (4) 千葉県に影響を及ぼす他都県の被害状況を収集 (5) マスコミが報道した被害情報を収集																																
2	ヘリコプター映像伝送の要請、高所カメラの撮影に関する事。																																
3	市町村の避難の指示の伝達及び住民の避難状況に関する事。																																
4	被害の発生・拡大及び救援活動に影響を及ぼす気象・海象情報の収集に関する事。																																
5	帰宅困難者、滞留者に係る情報の収集に関する事。																																
6	その他、事務局長から命ぜられた情報の収集に関する事。																																
7	被害情報の集約・整理に関する事。 (1) 各部が担任する被害情報を集約 (2) 分野別に被害情報を集約・整理 (3) 定時に被害報告報(被害の取り纏め)を作成																																
8	被害情報の報告・提供に関する事。 (1) 国(消防庁等)への被害報告 (2) 事務局各班の情報要求に係る情報の提供 (3) 重要情報、被害報告報を事務局各班、各部、市町村、関係機関等に提供																																
9	防災ポータルサイトへの情報の掲載及び更新																																
10	本部長等の状況判断に係る情報の分析に関する事。 (1) 主要な情報収集項目の決定 (2) 入手した情報を評価(信憑性と緊急性)し、本部長等に報告するとともに各班に提供 (3) 集約・整理された情報を分析(被害の概括と応急対策に及ぼす影響)し、本部長等に報告するとともに事務局各班に提供																																
分析班	分 掌 事 務																																
1	本部長等の状況判断に係る情報の分析に関する事																																
情報班	1 被害情報の収集に関する事 2 ヘリコプター映像伝送の要請、高所カメラの撮影に関する事 3 市町村の避難の指示の伝達及び住民の避難状況に関する事 4 被害の拡大及び救援活動に影響を及ぼす気象・海象情報の収集に関する事 5 帰宅困難者、滞留者に係る情報の収集に関する事 6 その他、事務局長から命ぜられた情報の収集に関する事 7 被害情報の集約・整理に関する事 8 被害情報の報告・提供に関する事																																

28	P60 第2編 第2章 第1	国民保護等緊急対策本部の設置	<table border="1"> <tr> <td>応急対策班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 国民保護等緊急対策本部事務局及び各部の応急対策の進捗管理に関すること。 (1) 応急対策予定表の作成 (2) 国民保護等緊急対策本部各部が作成する応急対策予定表の調整 (3) 応急対策の実施結果の確認 <ul style="list-style-type: none"> 2 国民保護等緊急対策本部が実施する応急対策の方針等の策定に関すること。 3 応急対策の総合調整に関すること。 4 自衛隊の派遣要請、緊急消防援助隊出動要請、広域消防応援指示、医療救護班等の派遣要請及び運用調整に関すること。 5 被災市町村の応急対策の助言に関すること。 6 自衛隊、警察、消防機関との運用調整、その他関係機関との連絡調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>航空運用調整班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 支援ヘリコプターの運航調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>被災者支援班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 被災者支援の総合調整に関すること。 2 救援における国民保護法の適用に関すること。 3 帰宅困難者・滞留者対策に関すること。 4 広域避難者対策に関すること。 5 生活再建資金に関すること。 6 義援金の募集、配分に関すること。 7 ボランティアセンターの開設に関すること。 8 その他被災者支援に関すること。 </td> </tr> </table>	応急対策班	<ul style="list-style-type: none"> 1 国民保護等緊急対策本部事務局及び各部の応急対策の進捗管理に関すること。 (1) 応急対策予定表の作成 (2) 国民保護等緊急対策本部各部が作成する応急対策予定表の調整 (3) 応急対策の実施結果の確認 <ul style="list-style-type: none"> 2 国民保護等緊急対策本部が実施する応急対策の方針等の策定に関すること。 3 応急対策の総合調整に関すること。 4 自衛隊の派遣要請、緊急消防援助隊出動要請、広域消防応援指示、医療救護班等の派遣要請及び運用調整に関すること。 5 被災市町村の応急対策の助言に関すること。 6 自衛隊、警察、消防機関との運用調整、その他関係機関との連絡調整に関すること。 	航空運用調整班	<ul style="list-style-type: none"> 1 支援ヘリコプターの運航調整に関すること。 	被災者支援班	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災者支援の総合調整に関すること。 2 救援における国民保護法の適用に関すること。 3 帰宅困難者・滞留者対策に関すること。 4 広域避難者対策に関すること。 5 生活再建資金に関すること。 6 義援金の募集、配分に関すること。 7 ボランティアセンターの開設に関すること。 8 その他被災者支援に関すること。 	<table border="1"> <tr> <td>応急対策班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 国民保護等緊急対策本部が実施する応急対策の方針等の策定に関すること 2 応急対策の総合調整に関すること 3 自衛隊の派遣要請、緊急消防援助隊出動要請、広域消防応援指示、医療救護班等の派遣要請及び運用調整に関すること 4 被災市町村の応急対策の助言に関すること 5 自衛隊、警察、消防機関との運用調整、その他関係機関との連絡調整に関すること 6 支援ヘリコプターの運航調整に関すること </td> </tr> <tr> <td>被災者支援班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 被災者支援の総合調整に関すること 2 帰宅困難者・滞留者対策に関すること 3 広域避難者対策に関すること 4 義援金の募集、配分に関すること 5 ボランティアセンターの開設に関すること 6 その他被災者支援に関すること </td> </tr> </table>	応急対策班	<ul style="list-style-type: none"> 1 国民保護等緊急対策本部が実施する応急対策の方針等の策定に関すること 2 応急対策の総合調整に関すること 3 自衛隊の派遣要請、緊急消防援助隊出動要請、広域消防応援指示、医療救護班等の派遣要請及び運用調整に関すること 4 被災市町村の応急対策の助言に関すること 5 自衛隊、警察、消防機関との運用調整、その他関係機関との連絡調整に関すること 6 支援ヘリコプターの運航調整に関すること 	被災者支援班	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災者支援の総合調整に関すること 2 帰宅困難者・滞留者対策に関すること 3 広域避難者対策に関すること 4 義援金の募集、配分に関すること 5 ボランティアセンターの開設に関すること 6 その他被災者支援に関すること 	県災害対策本部要綱改正等に伴う変更
応急対策班	<ul style="list-style-type: none"> 1 国民保護等緊急対策本部事務局及び各部の応急対策の進捗管理に関すること。 (1) 応急対策予定表の作成 (2) 国民保護等緊急対策本部各部が作成する応急対策予定表の調整 (3) 応急対策の実施結果の確認 <ul style="list-style-type: none"> 2 国民保護等緊急対策本部が実施する応急対策の方針等の策定に関すること。 3 応急対策の総合調整に関すること。 4 自衛隊の派遣要請、緊急消防援助隊出動要請、広域消防応援指示、医療救護班等の派遣要請及び運用調整に関すること。 5 被災市町村の応急対策の助言に関すること。 6 自衛隊、警察、消防機関との運用調整、その他関係機関との連絡調整に関すること。 														
航空運用調整班	<ul style="list-style-type: none"> 1 支援ヘリコプターの運航調整に関すること。 														
被災者支援班	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災者支援の総合調整に関すること。 2 救援における国民保護法の適用に関すること。 3 帰宅困難者・滞留者対策に関すること。 4 広域避難者対策に関すること。 5 生活再建資金に関すること。 6 義援金の募集、配分に関すること。 7 ボランティアセンターの開設に関すること。 8 その他被災者支援に関すること。 														
応急対策班	<ul style="list-style-type: none"> 1 国民保護等緊急対策本部が実施する応急対策の方針等の策定に関すること 2 応急対策の総合調整に関すること 3 自衛隊の派遣要請、緊急消防援助隊出動要請、広域消防応援指示、医療救護班等の派遣要請及び運用調整に関すること 4 被災市町村の応急対策の助言に関すること 5 自衛隊、警察、消防機関との運用調整、その他関係機関との連絡調整に関すること 6 支援ヘリコプターの運航調整に関すること 														
被災者支援班	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災者支援の総合調整に関すること 2 帰宅困難者・滞留者対策に関すること 3 広域避難者対策に関すること 4 義援金の募集、配分に関すること 5 ボランティアセンターの開設に関すること 6 その他被災者支援に関すること 														
29	P62 第2編 第2章 第1	国民保護等緊急対策本部の設置	<table border="1"> <tr> <td>物資支援班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 救援物資の所要の算定、調達、配分に関すること。 2 県備蓄物資の配分・配送及び自治体間の備蓄物資の相互応援に関すること。 3 支援計画の作成に関すること。 (1) 救援物資集積拠点の選定 (2) 救援物資輸送ルート及び緊急輸送道路の選定 (3) 救援物資集積拠点の体制（集荷、荷分け、発送業務）構築及び運営要領の策定 4 物資集積拠点の運営（荷受、倉庫管理、出荷）に関すること。 5 輸送手段（車両、航空機、船舶）の確保及び輸送に関すること。 6 自衛隊への輸送要請に関すること。 7 救援物資輸送車両の運行指示に関すること。 8 災害従事車両通行手続き等に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>通信・システム班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 防災行政無線の維持・管理に関すること。 (1) 通信施設・装置・回線の点検と異常時の対処 (2) 現地派遣班、現地応急対策本部の通信設備の準備 2 防災情報システムの維持・管理に関すること。 3 大型表示装置の運用・操作に関すること。 (1) 事務局各班から示された緊急重要情報を大型画面に表示 (2) 適宜、重要度を考慮し、情報（映像を含む。）を大型画面に表示 (3) 高所カメラによる被災状況の撮影と映像の表示 (4) ヘリコプターから伝送された映像の表示 4 TV会議システムの運用に関すること。 5 特別会議室の器材操作に関すること。 6 ちば衛星号の運用に関すること。 </td> </tr> </table>	物資支援班	<ul style="list-style-type: none"> 1 救援物資の所要の算定、調達、配分に関すること。 2 県備蓄物資の配分・配送及び自治体間の備蓄物資の相互応援に関すること。 3 支援計画の作成に関すること。 (1) 救援物資集積拠点の選定 (2) 救援物資輸送ルート及び緊急輸送道路の選定 (3) 救援物資集積拠点の体制（集荷、荷分け、発送業務）構築及び運営要領の策定 4 物資集積拠点の運営（荷受、倉庫管理、出荷）に関すること。 5 輸送手段（車両、航空機、船舶）の確保及び輸送に関すること。 6 自衛隊への輸送要請に関すること。 7 救援物資輸送車両の運行指示に関すること。 8 災害従事車両通行手続き等に関すること。 	通信・システム班	<ul style="list-style-type: none"> 1 防災行政無線の維持・管理に関すること。 (1) 通信施設・装置・回線の点検と異常時の対処 (2) 現地派遣班、現地応急対策本部の通信設備の準備 2 防災情報システムの維持・管理に関すること。 3 大型表示装置の運用・操作に関すること。 (1) 事務局各班から示された緊急重要情報を大型画面に表示 (2) 適宜、重要度を考慮し、情報（映像を含む。）を大型画面に表示 (3) 高所カメラによる被災状況の撮影と映像の表示 (4) ヘリコプターから伝送された映像の表示 4 TV会議システムの運用に関すること。 5 特別会議室の器材操作に関すること。 6 ちば衛星号の運用に関すること。 	<table border="1"> <tr> <td>物資支援班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 救援物資の所要の算定、調達、配分に関すること 2 県備蓄物資の配分・配送及び自治体間の備蓄物資の相互応援に関すること 3 支援計画の作成に関すること 4 物資集積拠点の運営に関すること 5 輸送手段の確保及び輸送に関すること 6 自衛隊への輸送要請に関すること 7 救援物資輸送車両の運行指示に関すること 8 災害従事車両通行手続き等に関すること </td> </tr> <tr> <td>通信・システム班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 防災行政無線の維持・管理に関すること 2 防災情報システムの維持・管理に関すること 3 大型表示装置の運用・操作に関すること 4 特別会議室の器材操作に関すること 5 ちば衛星号の運用に関すること </td> </tr> </table>	物資支援班	<ul style="list-style-type: none"> 1 救援物資の所要の算定、調達、配分に関すること 2 県備蓄物資の配分・配送及び自治体間の備蓄物資の相互応援に関すること 3 支援計画の作成に関すること 4 物資集積拠点の運営に関すること 5 輸送手段の確保及び輸送に関すること 6 自衛隊への輸送要請に関すること 7 救援物資輸送車両の運行指示に関すること 8 災害従事車両通行手続き等に関すること 	通信・システム班	<ul style="list-style-type: none"> 1 防災行政無線の維持・管理に関すること 2 防災情報システムの維持・管理に関すること 3 大型表示装置の運用・操作に関すること 4 特別会議室の器材操作に関すること 5 ちば衛星号の運用に関すること 	県災害対策本部要綱改正等に伴う変更		
物資支援班	<ul style="list-style-type: none"> 1 救援物資の所要の算定、調達、配分に関すること。 2 県備蓄物資の配分・配送及び自治体間の備蓄物資の相互応援に関すること。 3 支援計画の作成に関すること。 (1) 救援物資集積拠点の選定 (2) 救援物資輸送ルート及び緊急輸送道路の選定 (3) 救援物資集積拠点の体制（集荷、荷分け、発送業務）構築及び運営要領の策定 4 物資集積拠点の運営（荷受、倉庫管理、出荷）に関すること。 5 輸送手段（車両、航空機、船舶）の確保及び輸送に関すること。 6 自衛隊への輸送要請に関すること。 7 救援物資輸送車両の運行指示に関すること。 8 災害従事車両通行手続き等に関すること。 														
通信・システム班	<ul style="list-style-type: none"> 1 防災行政無線の維持・管理に関すること。 (1) 通信施設・装置・回線の点検と異常時の対処 (2) 現地派遣班、現地応急対策本部の通信設備の準備 2 防災情報システムの維持・管理に関すること。 3 大型表示装置の運用・操作に関すること。 (1) 事務局各班から示された緊急重要情報を大型画面に表示 (2) 適宜、重要度を考慮し、情報（映像を含む。）を大型画面に表示 (3) 高所カメラによる被災状況の撮影と映像の表示 (4) ヘリコプターから伝送された映像の表示 4 TV会議システムの運用に関すること。 5 特別会議室の器材操作に関すること。 6 ちば衛星号の運用に関すること。 														
物資支援班	<ul style="list-style-type: none"> 1 救援物資の所要の算定、調達、配分に関すること 2 県備蓄物資の配分・配送及び自治体間の備蓄物資の相互応援に関すること 3 支援計画の作成に関すること 4 物資集積拠点の運営に関すること 5 輸送手段の確保及び輸送に関すること 6 自衛隊への輸送要請に関すること 7 救援物資輸送車両の運行指示に関すること 8 災害従事車両通行手続き等に関すること 														
通信・システム班	<ul style="list-style-type: none"> 1 防災行政無線の維持・管理に関すること 2 防災情報システムの維持・管理に関すること 3 大型表示装置の運用・操作に関すること 4 特別会議室の器材操作に関すること 5 ちば衛星号の運用に関すること 														

30	P63 第2編 第2章 第1	国民保護等緊急対策本部の設置	<table border="1"> <tr> <td>広報班</td> <td>1 報道広報班との連携に関すること。 (1) 広報に関する態勢、要領等全般について (2) 広聴室（県民からの問い合わせ）に係る連絡・調整 2 知事コメントの内容に関すること。 3 知事記者会見に関すること。 4 記者発表に関すること。 5 報道機関からの取材に関すること。 6 県民への情報発信に関すること。 (1) 報道広報課を通じ、（災害時における放送要請に関する協定）放送局へ緊急放送を要請 (2) ホーム・ページへの掲載及び更新 (3) その他の広報媒体を通じた情報発信 7 県議会及び視察者の対応に関すること。 (削除)</td> </tr> <tr> <td>現地派遣班</td> <td>1 現地被害状況の収集、報告に関すること。 2 市町村との連絡調整に関すること。 3 現地緊急対策本部の準備及び設置等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>本部連絡員</td> <td>1 各部署で収集した被害情報の報告に関すること。 2 各部署の応急対策の実施内容及びその進捗状況の報告に関すること。 3 各部署との連絡に関すること。</td> </tr> <tr> <td>放射能対応班</td> <td>1 総合窓口に関すること。 2 放射線モニタリング等連絡会議に関すること。 3 放射線モニタリング等における総合調整に関すること。 4 放射線モニタリング等の情報の収集に関すること。</td> </tr> </table>	広報班	1 報道広報班との連携に関すること。 (1) 広報に関する態勢、要領等全般について (2) 広聴室（県民からの問い合わせ）に係る連絡・調整 2 知事コメントの内容に関すること。 3 知事記者会見に関すること。 4 記者発表に関すること。 5 報道機関からの取材に関すること。 6 県民への情報発信に関すること。 (1) 報道広報課を通じ、（災害時における放送要請に関する協定）放送局へ緊急放送を要請 (2) ホーム・ページへの掲載及び更新 (3) その他の広報媒体を通じた情報発信 7 県議会及び視察者の対応に関すること。 (削除)	現地派遣班	1 現地被害状況の収集、報告に関すること。 2 市町村との連絡調整に関すること。 3 現地緊急対策本部の準備及び設置等に関すること。	本部連絡員	1 各部署で収集した被害情報の報告に関すること。 2 各部署の応急対策の実施内容及びその進捗状況の報告に関すること。 3 各部署との連絡に関すること。	放射能対応班	1 総合窓口に関すること。 2 放射線モニタリング等連絡会議に関すること。 3 放射線モニタリング等における総合調整に関すること。 4 放射線モニタリング等の情報の収集に関すること。	<table border="1"> <tr> <td>広報班</td> <td>1 報道広報班との連携に関すること 2 知事コメントの内容に関すること 3 知事記者会見に関すること 4 記者発表に関すること 5 報道機関からの取材に関すること 6 県民への情報発信に関すること 7 県議会及び視察者の対応に関すること</td> </tr> <tr> <td>庶務班</td> <td>1 本部事務局職員の参集状況の確認に関すること 2 本部事務局職員及びその家族の安否の確認に関すること 3 本部事務局の執務環境に関すること 4 本部事務局職員の食糧、仮眠場所の確保に関すること 5 自衛隊等関係機関からの派遣職員に対する支援に関すること 6 特殊標章等に関すること</td> </tr> <tr> <td>現地派遣班</td> <td>1 現地被害状況の収集、報告に関すること。 2 市町村との連絡調整に関すること。 3 現地緊急対策本部の準備及び設置等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>本部連絡員</td> <td>1 各部署で収集した被害情報の報告に関すること。 2 各部署の応急対策の実施内容及びその進捗状況の報告に関すること。 3 各部署との連絡に関すること。 (新規)</td> </tr> </table>	広報班	1 報道広報班との連携に関すること 2 知事コメントの内容に関すること 3 知事記者会見に関すること 4 記者発表に関すること 5 報道機関からの取材に関すること 6 県民への情報発信に関すること 7 県議会及び視察者の対応に関すること	庶務班	1 本部事務局職員の参集状況の確認に関すること 2 本部事務局職員及びその家族の安否の確認に関すること 3 本部事務局の執務環境に関すること 4 本部事務局職員の食糧、仮眠場所の確保に関すること 5 自衛隊等関係機関からの派遣職員に対する支援に関すること 6 特殊標章等に関すること	現地派遣班	1 現地被害状況の収集、報告に関すること。 2 市町村との連絡調整に関すること。 3 現地緊急対策本部の準備及び設置等に関すること。	本部連絡員	1 各部署で収集した被害情報の報告に関すること。 2 各部署の応急対策の実施内容及びその進捗状況の報告に関すること。 3 各部署との連絡に関すること。 (新規)	県災害対策本部要綱改正等に伴う変更																																					
広報班	1 報道広報班との連携に関すること。 (1) 広報に関する態勢、要領等全般について (2) 広聴室（県民からの問い合わせ）に係る連絡・調整 2 知事コメントの内容に関すること。 3 知事記者会見に関すること。 4 記者発表に関すること。 5 報道機関からの取材に関すること。 6 県民への情報発信に関すること。 (1) 報道広報課を通じ、（災害時における放送要請に関する協定）放送局へ緊急放送を要請 (2) ホーム・ページへの掲載及び更新 (3) その他の広報媒体を通じた情報発信 7 県議会及び視察者の対応に関すること。 (削除)																																																									
現地派遣班	1 現地被害状況の収集、報告に関すること。 2 市町村との連絡調整に関すること。 3 現地緊急対策本部の準備及び設置等に関すること。																																																									
本部連絡員	1 各部署で収集した被害情報の報告に関すること。 2 各部署の応急対策の実施内容及びその進捗状況の報告に関すること。 3 各部署との連絡に関すること。																																																									
放射能対応班	1 総合窓口に関すること。 2 放射線モニタリング等連絡会議に関すること。 3 放射線モニタリング等における総合調整に関すること。 4 放射線モニタリング等の情報の収集に関すること。																																																									
広報班	1 報道広報班との連携に関すること 2 知事コメントの内容に関すること 3 知事記者会見に関すること 4 記者発表に関すること 5 報道機関からの取材に関すること 6 県民への情報発信に関すること 7 県議会及び視察者の対応に関すること																																																									
庶務班	1 本部事務局職員の参集状況の確認に関すること 2 本部事務局職員及びその家族の安否の確認に関すること 3 本部事務局の執務環境に関すること 4 本部事務局職員の食糧、仮眠場所の確保に関すること 5 自衛隊等関係機関からの派遣職員に対する支援に関すること 6 特殊標章等に関すること																																																									
現地派遣班	1 現地被害状況の収集、報告に関すること。 2 市町村との連絡調整に関すること。 3 現地緊急対策本部の準備及び設置等に関すること。																																																									
本部連絡員	1 各部署で収集した被害情報の報告に関すること。 2 各部署の応急対策の実施内容及びその進捗状況の報告に関すること。 3 各部署との連絡に関すること。 (新規)																																																									
31	P65 第2編 第2章 第1	国民保護等緊急対策本部の設置	<table border="1"> <tr> <td>企業部</td> <td>・企業土地管理局事業区域及び事業に関すること ・その他部内の業務に関すること</td> </tr> </table>	企業部	・企業土地管理局事業区域及び事業に関すること ・その他部内の業務に関すること	<table border="1"> <tr> <td>企業部</td> <td>・企業庁事業区域及び事業に関すること ・その他部内の業務に関すること</td> </tr> </table>	企業部	・企業庁事業区域及び事業に関すること ・その他部内の業務に関すること	組織改正に伴う変更																																																	
企業部	・企業土地管理局事業区域及び事業に関すること ・その他部内の業務に関すること																																																									
企業部	・企業庁事業区域及び事業に関すること ・その他部内の業務に関すること																																																									
32	P70 第2編 第2章 第2	県対策本部の設置	<p>【県対策本部の組織構成図】</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">< 県国民保護対策本部 ></td> </tr> <tr> <td rowspan="14" style="text-align: center; vertical-align: middle;">本 部 会 議</td> <td>県対策本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>県対策副本部長</td> <td>副知事</td> </tr> <tr> <td>県対策本部員</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">(県統括対策本部員)</td> <td>総合企画部長</td> </tr> <tr> <td>防災危機管理部長</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部長</td> </tr> <tr> <td>保健医療担当部長</td> </tr> <tr> <td>環境生活部長</td> </tr> <tr> <td>商工労働部長</td> </tr> <tr> <td>農林水産部長</td> </tr> <tr> <td>県土整備部長</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> </tr> <tr> <td>水道局長</td> </tr> <tr> <td>企業土地管理局長</td> </tr> <tr> <td>病院局長</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>警察本部長の指定する者</td> </tr> <tr> <td>本部派遣職員</td> <td>自衛隊、関係機関から本部長が派遣を求める者</td> </tr> </table>	< 県国民保護対策本部 >			本 部 会 議	県対策本部長	知事	県対策副本部長	副知事	県対策本部員	総務部長	(県統括対策本部員)	総合企画部長	防災危機管理部長	健康福祉部長	保健医療担当部長	環境生活部長	商工労働部長	農林水産部長	県土整備部長	会計管理者	水道局長	企業土地管理局長	病院局長	教育長	警察本部長の指定する者	本部派遣職員	自衛隊、関係機関から本部長が派遣を求める者	<p>【緊急対策本部の組織構成図】</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">< 県国民保護対策本部 ></td> </tr> <tr> <td rowspan="14" style="text-align: center; vertical-align: middle;">本 部 会 議</td> <td>県対策本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>県対策副本部長</td> <td>副知事</td> </tr> <tr> <td>県対策本部員</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">(県統括対策本部員)</td> <td>総合企画部長</td> </tr> <tr> <td>防災危機管理部長</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部長</td> </tr> <tr> <td>環境生活部長</td> </tr> <tr> <td>商工労働部長</td> </tr> <tr> <td>農林水産部長</td> </tr> <tr> <td>県土整備部長</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> </tr> <tr> <td>水道局長</td> </tr> <tr> <td>企業庁長</td> </tr> <tr> <td>病院局長</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>警察本部長</td> </tr> <tr> <td>本部派遣職員</td> <td>自衛隊、関係機関から本部長が派遣をを求めるもの</td> </tr> </table>	< 県国民保護対策本部 >			本 部 会 議	県対策本部長	知事	県対策副本部長	副知事	県対策本部員	総務部長	(県統括対策本部員)	総合企画部長	防災危機管理部長	健康福祉部長	環境生活部長	商工労働部長	農林水産部長	県土整備部長	会計管理者	水道局長	企業庁長	病院局長	教育長	警察本部長	本部派遣職員	自衛隊、関係機関から本部長が派遣をを求めるもの	県災害対策本部要綱改正等に伴う変更
< 県国民保護対策本部 >																																																										
本 部 会 議	県対策本部長	知事																																																								
	県対策副本部長	副知事																																																								
	県対策本部員	総務部長																																																								
	(県統括対策本部員)	総合企画部長																																																								
		防災危機管理部長																																																								
		健康福祉部長																																																								
		保健医療担当部長																																																								
		環境生活部長																																																								
		商工労働部長																																																								
		農林水産部長																																																								
		県土整備部長																																																								
		会計管理者																																																								
		水道局長																																																								
	企業土地管理局長																																																									
病院局長																																																										
教育長																																																										
警察本部長の指定する者																																																										
本部派遣職員	自衛隊、関係機関から本部長が派遣を求める者																																																									
< 県国民保護対策本部 >																																																										
本 部 会 議	県対策本部長	知事																																																								
	県対策副本部長	副知事																																																								
	県対策本部員	総務部長																																																								
	(県統括対策本部員)	総合企画部長																																																								
		防災危機管理部長																																																								
		健康福祉部長																																																								
		環境生活部長																																																								
		商工労働部長																																																								
		農林水産部長																																																								
		県土整備部長																																																								
		会計管理者																																																								
		水道局長																																																								
		企業庁長																																																								
	病院局長																																																									
教育長																																																										
警察本部長																																																										
本部派遣職員	自衛隊、関係機関から本部長が派遣をを求めるもの																																																									

33	P70 第2編 第2章 第2	県対策本部の 設置	<table border="1"> <tr> <td rowspan="13">本 部 事 務 局</td> <td>事務局長</td> <td>防災危機管理部次長</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>防災政策課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>危機管理課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>産業保安課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>財政課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村課長</td> </tr> <tr> <td>事務局職員</td> <td>総務班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>情報班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>応急対策班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>航空運用調整班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被災者支援班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>物資支援班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通信・システム班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>広報班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現地派遣班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射能対応班</td> </tr> <tr> <td>本部連絡員</td> <td colspan="2">本部各部長の指名する者</td> </tr> </table>	本 部 事 務 局	事務局長	防災危機管理部次長	事務局次長	防災政策課長		危機管理課長		消防課長		産業保安課長		総務課長		財政課長		市町村課長	事務局職員	総務班		情報班		応急対策班		航空運用調整班		被災者支援班		物資支援班		通信・システム班		広報班		現地派遣班		放射能対応班	本部連絡員	本部各部長の指名する者		<table border="1"> <tr> <td rowspan="13">本 部 事 務</td> <td>事務局長</td> <td>防災危機管理部次長</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>危機管理課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>財政課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村課長</td> </tr> <tr> <td>事務局職員</td> <td>統制班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>分析班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>情報班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>応急対策班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被災者支援班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>物資支援班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通信・システム班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>広報班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>庶務班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現地派遣班</td> </tr> <tr> <td>本部連絡員</td> <td colspan="2">本部各部長の指名する者</td> </tr> </table>	本 部 事 務	事務局長	防災危機管理部次長	事務局次長	危機管理課長		総務課長		財政課長		市町村課長	事務局職員	統制班		分析班		情報班		応急対策班		被災者支援班		物資支援班		通信・システム班		広報班		庶務班		現地派遣班	本部連絡員	本部各部長の指名する者		県災害対策本部要綱改正等に伴う変更
本 部 事 務 局	事務局長	防災危機管理部次長																																																																													
	事務局次長	防災政策課長																																																																													
		危機管理課長																																																																													
		消防課長																																																																													
		産業保安課長																																																																													
		総務課長																																																																													
		財政課長																																																																													
		市町村課長																																																																													
	事務局職員	総務班																																																																													
		情報班																																																																													
		応急対策班																																																																													
		航空運用調整班																																																																													
		被災者支援班																																																																													
	物資支援班																																																																														
	通信・システム班																																																																														
	広報班																																																																														
	現地派遣班																																																																														
	放射能対応班																																																																														
本部連絡員	本部各部長の指名する者																																																																														
本 部 事 務	事務局長	防災危機管理部次長																																																																													
	事務局次長	危機管理課長																																																																													
		総務課長																																																																													
		財政課長																																																																													
		市町村課長																																																																													
	事務局職員	統制班																																																																													
		分析班																																																																													
		情報班																																																																													
		応急対策班																																																																													
		被災者支援班																																																																													
		物資支援班																																																																													
		通信・システム班																																																																													
		広報班																																																																													
	庶務班																																																																														
	現地派遣班																																																																														
本部連絡員	本部各部長の指名する者																																																																														
34	P71 第2編 第2章 第2	県対策本部の 設置	<p>【緊急対策本部事務局の組織構成及び分掌事務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務班</td> <td>1 現地緊急対策本部の要請及び設置に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 国民保護等緊急対策本部事務局の組織、職員の配置及び勤務体制に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 事務局各班の業務の分担に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 国、全国知事会、九都県市等との連絡・調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 国民保護等緊急対策本部会議の運営に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 班長調整会議の実施等、事務局各班相互の連携に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 文書の供覧、文書管理の指示に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 国民保護等緊急対策本部の記録に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9 配備職員の参集状況の確認に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10 配備職員及びその家族の安否に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11 本部事務局職員の執務環境・健康管理に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12 本部事務局職員の食糧、仮眠場所の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13 自衛隊等関係機関からの派遣職員に対する支援に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14 他の班に属しないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	班名	分 掌 事 務	総務班	1 現地緊急対策本部の要請及び設置に関すること。		2 国民保護等緊急対策本部事務局の組織、職員の配置及び勤務体制に関すること。		3 事務局各班の業務の分担に関すること。		4 国、全国知事会、九都県市等との連絡・調整に関すること。		5 国民保護等緊急対策本部会議の運営に関すること。		6 班長調整会議の実施等、事務局各班相互の連携に関すること。		7 文書の供覧、文書管理の指示に関すること。		8 国民保護等緊急対策本部の記録に関すること。		9 配備職員の参集状況の確認に関すること。		10 配備職員及びその家族の安否に関すること。		11 本部事務局職員の執務環境・健康管理に関すること。		12 本部事務局職員の食糧、仮眠場所の確保に関すること。		13 自衛隊等関係機関からの派遣職員に対する支援に関すること。		14 他の班に属しないこと。	<p>【緊急対策本部事務局の組織構成及び分掌事務】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統制班</td> <td>1 国民保護等緊急対策本部事務局及び各部の応急対策の進捗管理に関すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 現地緊急対策本部の要請及び設置に関すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 国民保護等緊急対策本部事務局の組織、職員の配置及び勤務体制に関すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 事務局各班の業務の分担に関すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 国、全国知事会、九都県市等との連絡・調整に関すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 国民保護等緊急対策本部会議の運営に関すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 班長調整会議の実施等、事務局各班相互の連携に関すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 文書の供覧、文書管理の指示に関すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9 国民保護等緊急対策本部の記録に関すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10 他の班に属しないこと</td> </tr> </tbody> </table>	班名	分 掌 事 務	統制班	1 国民保護等緊急対策本部事務局及び各部の応急対策の進捗管理に関すること		2 現地緊急対策本部の要請及び設置に関すること		3 国民保護等緊急対策本部事務局の組織、職員の配置及び勤務体制に関すること		4 事務局各班の業務の分担に関すること		5 国、全国知事会、九都県市等との連絡・調整に関すること		6 国民保護等緊急対策本部会議の運営に関すること		7 班長調整会議の実施等、事務局各班相互の連携に関すること		8 文書の供覧、文書管理の指示に関すること		9 国民保護等緊急対策本部の記録に関すること		10 他の班に属しないこと	県災害対策本部要綱改正等に伴う変更																						
班名	分 掌 事 務																																																																														
総務班	1 現地緊急対策本部の要請及び設置に関すること。																																																																														
	2 国民保護等緊急対策本部事務局の組織、職員の配置及び勤務体制に関すること。																																																																														
	3 事務局各班の業務の分担に関すること。																																																																														
	4 国、全国知事会、九都県市等との連絡・調整に関すること。																																																																														
	5 国民保護等緊急対策本部会議の運営に関すること。																																																																														
	6 班長調整会議の実施等、事務局各班相互の連携に関すること。																																																																														
	7 文書の供覧、文書管理の指示に関すること。																																																																														
	8 国民保護等緊急対策本部の記録に関すること。																																																																														
	9 配備職員の参集状況の確認に関すること。																																																																														
	10 配備職員及びその家族の安否に関すること。																																																																														
	11 本部事務局職員の執務環境・健康管理に関すること。																																																																														
	12 本部事務局職員の食糧、仮眠場所の確保に関すること。																																																																														
	13 自衛隊等関係機関からの派遣職員に対する支援に関すること。																																																																														
	14 他の班に属しないこと。																																																																														
班名	分 掌 事 務																																																																														
統制班	1 国民保護等緊急対策本部事務局及び各部の応急対策の進捗管理に関すること																																																																														
	2 現地緊急対策本部の要請及び設置に関すること																																																																														
	3 国民保護等緊急対策本部事務局の組織、職員の配置及び勤務体制に関すること																																																																														
	4 事務局各班の業務の分担に関すること																																																																														
	5 国、全国知事会、九都県市等との連絡・調整に関すること																																																																														
	6 国民保護等緊急対策本部会議の運営に関すること																																																																														
	7 班長調整会議の実施等、事務局各班相互の連携に関すること																																																																														
	8 文書の供覧、文書管理の指示に関すること																																																																														
	9 国民保護等緊急対策本部の記録に関すること																																																																														
	10 他の班に属しないこと																																																																														

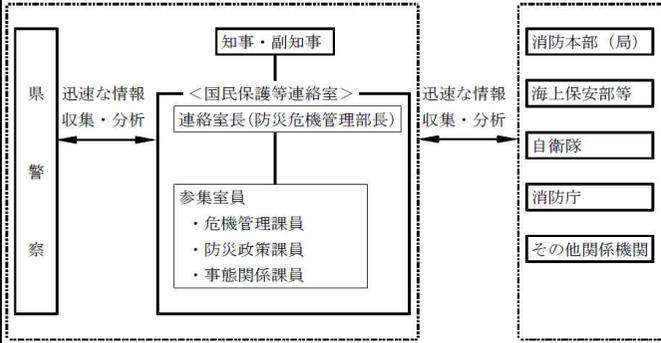
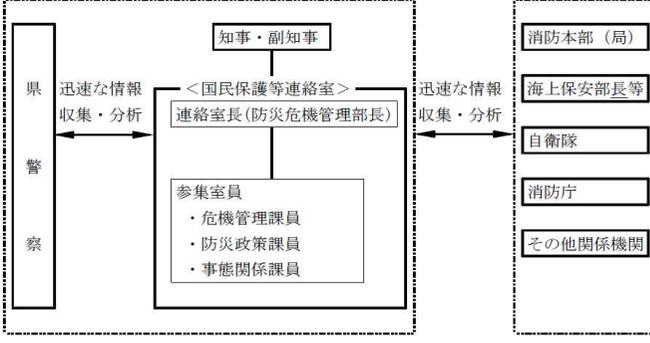
35	P71 第2編 第2章 第2	県対策本部の 設置	(削除)		分析班	1 本部長等の状況判断に係る情報の分析に関する事	県災害対策本部要綱改正等に伴う変更
			情報班	1 被害情報の収集に関する事。 (1) 市町村、消防(局)本部から県内被害状況を収集 (2) ライフライン関係機関から被害及び復旧状況を収集 (3) 自衛隊、海上保安庁、千葉県警察等関係機関が入手した被害情報を収集 (4) 千葉県に影響を及ぼす他都県の被害状況を収集 (5) マスコミが報道した被害情報を収集 2 ヘリコプター映像伝送の要請、高所カメラの撮影に関する事。 3 市町村の避難の指示の伝達及び住民の避難状況に関する事。 4 被害の発生・拡大及び救援活動に影響を及ぼす気象・海象情報の収集に関する事。 5 帰宅困難者、滞留者に係る情報の収集に関する事。 6 安否情報システムに関する事 (1) 安否情報の収集・整理・報告 (2) 安否情報の照会に対する回答 7 その他、事務局長から命ぜられた情報の収集に関する事。 8 被害情報の集約・整理に関する事。 (1) 各部が担任する被害情報を集約 (2) 分野別に被害情報を集約・整理 (3) 定時に被害報告(被害の取り纏め)を作成 9 被害情報の報告・提供に関する事。 (1) 国(消防庁等)への被害報告 (2) 事務局各班の情報要求に係る情報の提供 (3) 重要情報、被害報告を事務局各班、各部、市町村、関係機関等に提供 10 防災ポータルサイトへの情報の掲載及び更新 11 本部長等の状況判断に係る情報の分析に関する事。 (1) 主要な情報収集項目の決定 (2) 入手した情報を評価(信憑性と緊急性)し、本部長等に報告するとともに各班に提供 (3) 集約・整理された情報を分析(被害の概括と応急対策に及ぼす影響)し、本部長等に報告するとともに事務局各班に提供	情報班 1 被害情報の収集に関する事 2 ヘリコプター映像伝送の要請、高所カメラの撮影に関する事 3 市町村の避難の指示の伝達及び住民の避難状況に関する事 4 被害の拡大及び救援活動に影響を及ぼす気象・海象情報の収集に関する事 5 帰宅困難者、滞留者に係る情報の収集に関する事 6 その他、事務局長から命ぜられた情報の収集に関する事 7 被害情報の集約・整理に関する事 8 被害情報の報告・提供に関する事		
36	P72 第2編 第2章 第2	県対策本部の 設置	応急対策班	1 国民保護等緊急対策本部事務局及び各部の応急対策の進捗管理に関する事。 (1) 応急対策予定表の作成 (2) 国民保護等緊急対策本部各部が作成する応急対策予定表の調整 (3) 応急対策の実施結果の確認 2 国民保護等緊急対策本部が実施する応急対策の方針等の策定に関する事。 3 応急対策の総合調整に関する事。 4 自衛隊の派遣要請、緊急消防援助隊出動要請、広域消防応援指示、医療救護班等の派遣要請及び運用調整に関する事。 5 被災市町村の応急対策の助言に関する事。 6 自衛隊、警察、消防機関との運用調整、その他関係機関との連絡調整に関する事。	応急対策班	1 国民保護等緊急対策本部が実施する応急対策の方針等の策定に関する事 2 応急対策の総合調整に関する事 3 自衛隊の派遣要請、緊急消防援助隊出動要請、広域消防応援指示、医療救護班等の派遣要請及び運用調整に関する事 4 被災市町村の応急対策の助言に関する事 5 自衛隊、警察、消防機関との運用調整、その他関係機関との連絡調整に関する事 6 支援ヘリコプターの運航調整に関する事	県災害対策本部要綱改正等に伴う変更
			航空運用調整班	1 支援ヘリコプターの運航調整に関する事。	被災者支援班	1 被災者支援の総合調整に関する事 2 帰宅困難者・滞留者対策に関する事 3 広域避難者対策に関する事 4 義援金の募集、配分に関する事 5 ボランティアセンターの開設に関する事 6 その他被災者支援に関する事	
			被災者支援班	1 被災者支援の総合調整に関する事。 2 救援における国民保護法の適用に関する事。 3 帰宅困難者・滞留者対策に関する事。 4 広域避難者対策に関する事。 5 生活再建資金に関する事。 6 義援金の募集、配分に関する事。 7 ボランティアセンターの開設に関する事。 8 その他被災者支援に関する事。			

37	P72 第2編 第2章 第2	県対策本部の 設置	<table border="1"> <tr> <td>物資支援班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の所要の算定、調達、配分に関する事。 2 県備蓄物資の配分・配送及び自治体間の備蓄物資の相互応援に関する事。 3 支援計画の作成に関する事。 (1) 救援物資集積拠点の選定 (2) 救援物資輸送ルート及び緊急輸送道路の選定 (3) 救援物資集積拠点の体制(集荷、荷分け、発送業務)構築及び運営要領の策定 4 物資集積拠点の運営(荷受、倉庫管理、出荷)に関する事。 5 輸送手段(車両、航空機、船舶)の確保及び輸送に関する事。 6 自衛隊への輸送要請に関する事。 7 救援物資輸送車両の運行指示に関する事。 8 災害従事車両通行手続き等に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>通信・システム班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災行政無線の維持・管理に関する事。 (1) 通信施設・装置・回線の点検と異常時の対処 (2) 現地派遣班、現地応急対策本部の通信設備の準備 2 防災情報システムの維持・管理に関する事。 3 大型表示装置の運用・操作に関する事。 (1) 事務局各班から示された緊急重要情報を大型画面に表示 (2) 適宜、重要度を考慮し、情報(映像を含む。)を大型画面に表示 (3) 高所カメラによる被災状況の撮影と映像の表示 (4) ヘリコプターから伝送された映像の表示 4 TV会議システムの運用に関する事。 5 特別会議室の器材操作に関する事。 6 ちば衛星号の運用に関する事。 </td> </tr> </table>	物資支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の所要の算定、調達、配分に関する事。 2 県備蓄物資の配分・配送及び自治体間の備蓄物資の相互応援に関する事。 3 支援計画の作成に関する事。 (1) 救援物資集積拠点の選定 (2) 救援物資輸送ルート及び緊急輸送道路の選定 (3) 救援物資集積拠点の体制(集荷、荷分け、発送業務)構築及び運営要領の策定 4 物資集積拠点の運営(荷受、倉庫管理、出荷)に関する事。 5 輸送手段(車両、航空機、船舶)の確保及び輸送に関する事。 6 自衛隊への輸送要請に関する事。 7 救援物資輸送車両の運行指示に関する事。 8 災害従事車両通行手続き等に関する事。 	通信・システム班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災行政無線の維持・管理に関する事。 (1) 通信施設・装置・回線の点検と異常時の対処 (2) 現地派遣班、現地応急対策本部の通信設備の準備 2 防災情報システムの維持・管理に関する事。 3 大型表示装置の運用・操作に関する事。 (1) 事務局各班から示された緊急重要情報を大型画面に表示 (2) 適宜、重要度を考慮し、情報(映像を含む。)を大型画面に表示 (3) 高所カメラによる被災状況の撮影と映像の表示 (4) ヘリコプターから伝送された映像の表示 4 TV会議システムの運用に関する事。 5 特別会議室の器材操作に関する事。 6 ちば衛星号の運用に関する事。 	<table border="1"> <tr> <td>物資支援班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の所要の算定、調達、配分に関する事 2 県備蓄物資の配分・配送及び自治体間の備蓄物資の相互応援に関する事 3 支援計画の作成に関する事 4 物資集積拠点の運営に関する事 5 輸送手段の確保及び輸送に関する事 6 自衛隊への輸送要請に関する事 7 救援物資輸送車両の運行指示に関する事 8 災害従事車両通行手続き等に関する事 </td> </tr> <tr> <td>通信・システム班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災行政無線の維持・管理に関する事 2 防災情報システムの維持・管理に関する事 3 大型表示装置の運用・操作に関する事 4 特別会議室の器材操作に関する事 5 ちば衛星号の運用に関する事 </td> </tr> </table>	物資支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の所要の算定、調達、配分に関する事 2 県備蓄物資の配分・配送及び自治体間の備蓄物資の相互応援に関する事 3 支援計画の作成に関する事 4 物資集積拠点の運営に関する事 5 輸送手段の確保及び輸送に関する事 6 自衛隊への輸送要請に関する事 7 救援物資輸送車両の運行指示に関する事 8 災害従事車両通行手続き等に関する事 	通信・システム班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災行政無線の維持・管理に関する事 2 防災情報システムの維持・管理に関する事 3 大型表示装置の運用・操作に関する事 4 特別会議室の器材操作に関する事 5 ちば衛星号の運用に関する事 	県災害対策本部要綱改正等に伴う変更								
物資支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の所要の算定、調達、配分に関する事。 2 県備蓄物資の配分・配送及び自治体間の備蓄物資の相互応援に関する事。 3 支援計画の作成に関する事。 (1) 救援物資集積拠点の選定 (2) 救援物資輸送ルート及び緊急輸送道路の選定 (3) 救援物資集積拠点の体制(集荷、荷分け、発送業務)構築及び運営要領の策定 4 物資集積拠点の運営(荷受、倉庫管理、出荷)に関する事。 5 輸送手段(車両、航空機、船舶)の確保及び輸送に関する事。 6 自衛隊への輸送要請に関する事。 7 救援物資輸送車両の運行指示に関する事。 8 災害従事車両通行手続き等に関する事。 																				
通信・システム班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災行政無線の維持・管理に関する事。 (1) 通信施設・装置・回線の点検と異常時の対処 (2) 現地派遣班、現地応急対策本部の通信設備の準備 2 防災情報システムの維持・管理に関する事。 3 大型表示装置の運用・操作に関する事。 (1) 事務局各班から示された緊急重要情報を大型画面に表示 (2) 適宜、重要度を考慮し、情報(映像を含む。)を大型画面に表示 (3) 高所カメラによる被災状況の撮影と映像の表示 (4) ヘリコプターから伝送された映像の表示 4 TV会議システムの運用に関する事。 5 特別会議室の器材操作に関する事。 6 ちば衛星号の運用に関する事。 																				
物資支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の所要の算定、調達、配分に関する事 2 県備蓄物資の配分・配送及び自治体間の備蓄物資の相互応援に関する事 3 支援計画の作成に関する事 4 物資集積拠点の運営に関する事 5 輸送手段の確保及び輸送に関する事 6 自衛隊への輸送要請に関する事 7 救援物資輸送車両の運行指示に関する事 8 災害従事車両通行手続き等に関する事 																				
通信・システム班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災行政無線の維持・管理に関する事 2 防災情報システムの維持・管理に関する事 3 大型表示装置の運用・操作に関する事 4 特別会議室の器材操作に関する事 5 ちば衛星号の運用に関する事 																				
38	P73 第2編 第2章 第2	県対策本部の 設置	<table border="1"> <tr> <td>広報班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 報道広報班との連携に関する事。 (1) 広報に関する態勢、要領等全般について (2) 広聴室(県民からの問い合わせ)に係る連絡・調整 2 知事コメントの内容に関する事。 3 知事記者会見に関する事。 4 記者発表に関する事。 5 報道機関からの取材に関する事。 6 県民への情報発信に関する事。 (1) 報道広報課を通じ、(災害時における放送要請に関する協定)放送局へ緊急放送を要請 (2) ホーム・ページへの掲載及び更新 (3) その他の広報媒体を通じた情報発信 7 県議会及び視察者の対応に関する事。 (削除) </td> </tr> <tr> <td>現地派遣班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 現地被害状況の収集、報告に関する事。 2 市町村との連絡調整に関する事。 3 現地緊急対策本部の準備及び設置等に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>本部連絡員</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 各部で収集した被害情報の報告に関する事。 2 各部の応急対策の実施内容及びその進捗状況の報告に関する事。 3 各部との連絡に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>放射能対応班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 総合窓口に関する事。 2 放射線モニタリング等連絡会議に関する事。 3 放射線モニタリング等における総合調整に関する事。 4 放射線モニタリング等の情報の収集に関する事。 </td> </tr> </table>	広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道広報班との連携に関する事。 (1) 広報に関する態勢、要領等全般について (2) 広聴室(県民からの問い合わせ)に係る連絡・調整 2 知事コメントの内容に関する事。 3 知事記者会見に関する事。 4 記者発表に関する事。 5 報道機関からの取材に関する事。 6 県民への情報発信に関する事。 (1) 報道広報課を通じ、(災害時における放送要請に関する協定)放送局へ緊急放送を要請 (2) ホーム・ページへの掲載及び更新 (3) その他の広報媒体を通じた情報発信 7 県議会及び視察者の対応に関する事。 (削除) 	現地派遣班	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地被害状況の収集、報告に関する事。 2 市町村との連絡調整に関する事。 3 現地緊急対策本部の準備及び設置等に関する事。 	本部連絡員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部で収集した被害情報の報告に関する事。 2 各部の応急対策の実施内容及びその進捗状況の報告に関する事。 3 各部との連絡に関する事。 	放射能対応班	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合窓口に関する事。 2 放射線モニタリング等連絡会議に関する事。 3 放射線モニタリング等における総合調整に関する事。 4 放射線モニタリング等の情報の収集に関する事。 	<table border="1"> <tr> <td>広報班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 報道広報班との連携に関する事 2 知事コメントの内容に関する事 3 知事記者会見に関する事 4 記者発表に関する事 5 報道機関からの取材に関する事 6 県民への情報発信に関する事 7 県議会及び視察者の対応に関する事 </td> </tr> <tr> <td>庶務班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 本部事務局職員の参集状況の確認に関する事 2 本部事務局職員及びその家族の安否の確認に関する事 3 本部事務局の執務環境に関する事 4 本部事務局職員の食糧、仮眠場所の確保に関する事 5 自衛隊等関係機関からの派遣職員に対する支援に関する事 6 特殊標章等に関する事 </td> </tr> <tr> <td>現地派遣班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 現地被害状況の収集、報告に関する事。 2 市町村との連絡調整に関する事。 3 現地緊急対策本部の準備及び設置等に関する事。 </td> </tr> <tr> <td>本部連絡員</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 各部で収集した被害情報の報告に関する事。 2 各部の応急対策の実施内容及びその進捗状況の報告に関する事。 3 各部との連絡に関する事。 (新規) </td> </tr> </table>	広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道広報班との連携に関する事 2 知事コメントの内容に関する事 3 知事記者会見に関する事 4 記者発表に関する事 5 報道機関からの取材に関する事 6 県民への情報発信に関する事 7 県議会及び視察者の対応に関する事 	庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部事務局職員の参集状況の確認に関する事 2 本部事務局職員及びその家族の安否の確認に関する事 3 本部事務局の執務環境に関する事 4 本部事務局職員の食糧、仮眠場所の確保に関する事 5 自衛隊等関係機関からの派遣職員に対する支援に関する事 6 特殊標章等に関する事 	現地派遣班	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地被害状況の収集、報告に関する事。 2 市町村との連絡調整に関する事。 3 現地緊急対策本部の準備及び設置等に関する事。 	本部連絡員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部で収集した被害情報の報告に関する事。 2 各部の応急対策の実施内容及びその進捗状況の報告に関する事。 3 各部との連絡に関する事。 (新規) 	県災害対策本部要綱改正等に伴う変更
広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道広報班との連携に関する事。 (1) 広報に関する態勢、要領等全般について (2) 広聴室(県民からの問い合わせ)に係る連絡・調整 2 知事コメントの内容に関する事。 3 知事記者会見に関する事。 4 記者発表に関する事。 5 報道機関からの取材に関する事。 6 県民への情報発信に関する事。 (1) 報道広報課を通じ、(災害時における放送要請に関する協定)放送局へ緊急放送を要請 (2) ホーム・ページへの掲載及び更新 (3) その他の広報媒体を通じた情報発信 7 県議会及び視察者の対応に関する事。 (削除) 																				
現地派遣班	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地被害状況の収集、報告に関する事。 2 市町村との連絡調整に関する事。 3 現地緊急対策本部の準備及び設置等に関する事。 																				
本部連絡員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部で収集した被害情報の報告に関する事。 2 各部の応急対策の実施内容及びその進捗状況の報告に関する事。 3 各部との連絡に関する事。 																				
放射能対応班	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合窓口に関する事。 2 放射線モニタリング等連絡会議に関する事。 3 放射線モニタリング等における総合調整に関する事。 4 放射線モニタリング等の情報の収集に関する事。 																				
広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道広報班との連携に関する事 2 知事コメントの内容に関する事 3 知事記者会見に関する事 4 記者発表に関する事 5 報道機関からの取材に関する事 6 県民への情報発信に関する事 7 県議会及び視察者の対応に関する事 																				
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部事務局職員の参集状況の確認に関する事 2 本部事務局職員及びその家族の安否の確認に関する事 3 本部事務局の執務環境に関する事 4 本部事務局職員の食糧、仮眠場所の確保に関する事 5 自衛隊等関係機関からの派遣職員に対する支援に関する事 6 特殊標章等に関する事 																				
現地派遣班	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地被害状況の収集、報告に関する事。 2 市町村との連絡調整に関する事。 3 現地緊急対策本部の準備及び設置等に関する事。 																				
本部連絡員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部で収集した被害情報の報告に関する事。 2 各部の応急対策の実施内容及びその進捗状況の報告に関する事。 3 各部との連絡に関する事。 (新規) 																				
39	P75 第2編 第2章 第2	県対策本部の 設置	<table border="1"> <tr> <td>企業部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・企業土地管理局事業区域及び事業に関する事 ・その他部内の業務に関する事 </td> </tr> </table>	企業部	<ul style="list-style-type: none"> ・企業土地管理局事業区域及び事業に関する事 ・その他部内の業務に関する事 	<table border="1"> <tr> <td>企業部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・企業庁事業区域及び事業に関する事 ・その他部内の業務に関する事 </td> </tr> </table>	企業部	<ul style="list-style-type: none"> ・企業庁事業区域及び事業に関する事 ・その他部内の業務に関する事 	組織改正に伴う変更												
企業部	<ul style="list-style-type: none"> ・企業土地管理局事業区域及び事業に関する事 ・その他部内の業務に関する事 																				
企業部	<ul style="list-style-type: none"> ・企業庁事業区域及び事業に関する事 ・その他部内の業務に関する事 																				

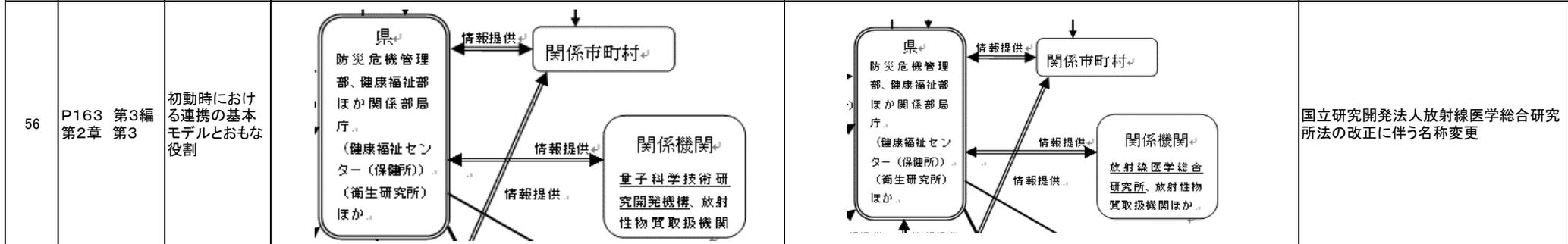
40	P77 第2編 第2章 第2	現地調整所の設置	<p>2 現地調整所の設置</p> <p>市町村長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関(消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとし、<u>県は職員を派遣する。</u></p> <p>但し、知事は、市町村長が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、当該措置が市町村の区域を越えて実施される場合等、<u>現地関係機関の調整に県が最も適切に対処しようと判断されたときは、市町村長と調整のうえ、現地調整所を設置する。</u></p>	<p>2 現地調整所の設置</p> <p>知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関(消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。</p>	他県の国民保護計画との整合性を図るための変更																										
41	P94 第2編 第2章 第4	避難の指示	<p>2 避難の指示等</p> <p>(3) 避難に当たって配慮する事項</p> <p>ア 弾道ミサイルによる攻撃の場合</p> <p>(ア)</p> <p>弾道ミサイルは極めて短時間で我が国に着弾することが予測されることから、<u>県は、国及び市町村の協力を得つつ、全国臨時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。</u></p> <p>このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。</p>	<p>2 避難の指示等</p> <p>(3) 避難に当たって配慮する事項</p> <p>ア 弾道ミサイルによる攻撃の場合</p> <p>(ア)</p> <p>弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。</p>	国の基本指針との整合性を図るための変更																										
42	P115 第2編 第2章 第5	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	<p>4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項</p> <p>(1) 核攻撃等の場合の医療活動・医療関係者等からなる医療救護班による被ばく医療活動の実施</p> <p>・内閣総理大臣が関係大臣等(文部科学大臣、原子力規制委員会、厚生労働大臣)を指揮し、関係大臣等の求めにより被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージ(治療の優先順位による患者の振り分け)や汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施</p>	<p>4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項</p> <p>(1) 核攻撃等の場合の医療活動・医療関係者等からなる医療救護班による緊急被ばく医療活動の実施</p> <p>・内閣総理大臣が関係大臣等(文部科学大臣、原子力規制委員会、厚生労働大臣)を指揮し、関係大臣等の求めにより緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージ(治療の優先順位による患者の振り分け)や汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施</p>	原子力規制委員会の国民保護計画における名称の変更に伴う変更																										
43	P126 第2編 第2章 第7	生活関連等施設の安全確保等	<p>【別表】危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧</p> <table border="1" data-bbox="434 1203 1093 1431"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質の種類</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">措置</th> </tr> <tr> <th>1号</th> <th>2号</th> <th>3号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬(同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)</td> <td>医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	物質の種類	区分	措置			1号	2号	3号	医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬(同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)	医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの	○	○	○	<p>【別表】危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧</p> <table border="1" data-bbox="1111 1203 1769 1377"> <thead> <tr> <th rowspan="2">物質の種類</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">措置</th> </tr> <tr> <th>1号</th> <th>2号</th> <th>3号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬事法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬(同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)</td> <td>薬事法施行令第八十条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	物質の種類	区分	措置			1号	2号	3号	薬事法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬(同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)	薬事法施行令第八十条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの	○	○	○	薬事法改正に伴う変更
物質の種類	区分	措置																													
		1号	2号	3号																											
医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬(同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)	医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの	○	○	○																											
物質の種類	区分	措置																													
		1号	2号	3号																											
薬事法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬(同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)	薬事法施行令第八十条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの	○	○	○																											

44	P126 第2編 第2章 第7	生活関連等施設 の安全確保等	<p>【別表】危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧</p> <p>備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事象対処法第二条第八号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。</p>	<p>【別表】危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることのできる措置一覧</p> <p>備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事象対処法第二条第七号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第2項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。</p>	武力攻撃事態対処法の改正に伴う変更 (条項ずれ)
45	P136 第2編 第2章 第9	衛生保険の確保	<p>第9 保健衛生の確保 (5) 環境衛生対策 ア ごみ、がれき、産業廃棄物処理 武力攻撃災害発生時においては、その特殊性に配慮しながら、県は廃棄物対策を実施していくものとする。また、市町村は「災害廃棄物処理計画」に基づき廃棄物対策を実施していくものとする。</p>	<p>第9 保健衛生の確保 (5) 環境衛生対策 ア ごみ、がれき、産業廃棄物処理 武力攻撃災害発生時においては、その特殊性に配慮しながら、県は廃棄物対策を実施していくものとする。また、市町村は「震災廃棄物処理計画」に基づき廃棄物対策を実施していくものとする。</p>	計画の名称変更
46	P136 第2編 第2章 第9	廃棄物の処理	<p>2 廃棄物の処理 (1) 廃棄物処理対策 県は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。 ア 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要請に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要請し、必要な支援活動の調整を行うものとする。</p>	<p>2 廃棄物の処理 (1) 廃棄物処理対策 県は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。 ア 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要請に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要請し、必要な支援活動の調整を行うものとする。</p>	指針の名称変更
47	P145 第2編 第2章 第12	赤十字標章等 及び特殊標章 等の交付及び 管理	<p>(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等 ア 赤十字標章等 (ウ) 身分証明書 第一追加議定書第18条3に定める身分証明書 (様式のひな型は148ページのとおり。)</p>	<p>(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等 ア 赤十字標章等 (ウ) 身分証明書 第一追加議定書第18条3に定める身分証明書 (様式のひな型は143ページのとおり。)</p>	県国民保護計画変更に伴う頁の変更
48	P145 第2編 第2章 第12	赤十字標章等 及び特殊標章 等の交付及び 管理	<p>イ 国際的な特殊標章等 (イ) 身分証明書 第一追加議定書第66条3に定める身分証明書 (様式のひな型は148ページのとおり。)</p>	<p>イ 国際的な特殊標章等 (イ) 身分証明書 第一追加議定書第66条3に定める身分証明書 (様式のひな型は143ページのとおり。)</p>	県国民保護計画変更に伴う頁の変更
49	P153 第3編 第1章 第3	まえがき	<p>緊急対処保護措置を講ずるため、武力攻撃事態に準じて平素から備えるほか、NBCテロ及び爆発物を使用したテロを念頭に必要な事項について、以下のとおり定める。</p>	<p>緊急対処保護措置を講ずるため、平素から備えに必要な事項について、NBCテロ及び爆発物を使用したテロを念頭に以下のとおり定める。</p>	国民保護実動訓練等を踏まえオリンピック・パラリンピックを見据えた変更

50	P153 第3編 第1章 第3	関係機関によるネットワーク等の構築と活用	<p>1 関係機関によるネットワーク等の構築と活用 県は、放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析、影響評価、防護、多数の被害者の救急搬送、住民の避難、医療措置、除染・防疫、無害化等に関する措置を的確に行う上での知見を迅速に入手し、緊急対処保護措置の実施に必要な協力を得るため、あらかじめネットワークを構築(※1)し、アドバイザーとしての専門家又は専門機関を確保するとともに、大規模なテロ等の発生時に、迅速かつ的確に医療の提供を行うため、多数傷病者の円滑な搬送や医療機関の受け入れ体制の強化に努める。</p> <p>また、県は、県警察、消防本部(局)、自衛隊、海上保安部等との危機管理・防災に係る様々な会議も活用し、関係機関との連絡体制や発生時の実動面等の強化に努めるものとする。</p>	<p>1 関係機関によるネットワーク等の構築と活用 県は、放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析、影響評価、防護、多数の被害者の救急搬送、住民の避難、医療措置、除染・防疫、無害化等に関する措置を的確に行う上での知見を迅速に入手し、緊急対処保護措置の実施に必要な協力を得るため、あらかじめネットワークを構築し、アドバイザーとしての専門家又は専門機関を確保するものとする。</p> <p>また、県は、県警察、消防本部(局)、自衛隊、海上保安部長等との危機管理・防災に係る様々な会議も活用し、関係機関との連絡体制や発生時の実動面等の強化に努めるものとする。</p>	国民保護実動訓練等を踏まえオリンピック・パラリンピックを見据えた変更
51	P153 第3編 第1章 第3	関係機関によるネットワーク等の構築と活用	<p>(※1)関係機関によるネットワークについては、以下のとおり。</p> <p>(1)関係機関との連携 県は、県、千葉県警察、千葉市消防局、陸上自衛隊第1空挺団、千葉海上保安部から成る「千葉県危機管理連絡会議(平成15年9月設置)」を通じて、テロ等が発生に備えた連携強化、危機関係情報の共有を図る。</p> <p>(2)「テロ対策ネットワーク・CHIBA」(※2)による連携 県は、「テロ対策ネットワーク・CHIBA(平成28年4月設立)」を活用し、千葉県警察をはじめ、関係行政機関、民間事業者と連携して、危機関係情報の共有、各種合同訓練の実施、連絡・通報体制の確立に努める。</p> <p>(※2)千葉県警察、県、千葉市などの関係行政機関やライフライン、公共交通機関、大規模集客施設などの民間事業者で構成され、官民が緊密に連携して各種テロ対策を推進している。</p> <p>(3)庁内の連携 テロ対策に関する庁内組織「千葉県テロ対策ネットワーク庁内主管課連絡会議(平成30年2月設置)」を運営し、各部署・他機関が実施するテロ対策の情報共有、テロ対策における部局横断的な連携強化を図る。</p> <p>(4)訓練の実施 県は、テロ等の具体的な事例を設定し、各機関の活動方法、活動能力、活動資材を確認するため合同訓練を継続的に実施するとともに、訓練を通じ、関係機関との連携強化を図る。</p>	(新規)	国民保護実動訓練等を踏まえオリンピック・パラリンピックを見据えた変更
52	P155 第3編 第2章 第1	国民保護等連絡室の設置	<p>2 国民保護等連絡室の設置 (2)国民保護等連絡室は、県警察、消防本部(局)、海上保安部等、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。</p>	<p>2 国民保護等連絡室の設置 (2)国民保護等連絡室は、県警察、消防本部(局)、海上保安部長等、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。</p>	誤字修正

53	P156 第3編 第2章 第1	国民保護等連絡室の設置	<p>【国民保護等連絡室の組織構成図】</p> 	<p>【国民保護等連絡室の組織構成図】</p> 	誤字修正																																																																										
54	P158 第3編 第2章 第1	国民保護等緊急対策本部の設置	<p>【緊急対策本部の組織構成図】</p> <table border="1" data-bbox="448 574 1064 1173"> <thead> <tr> <th colspan="2">＜緊急対策本部＞</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">本 部 会 議</td> <td>県対策本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>県対策副本部長</td> <td>副知事</td> </tr> <tr> <td>県対策本部員</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>(県統括対策本部員)</td> <td>防災危機管理部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>健康福祉部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保健医療担当部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>環境生活部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>商工労働部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農林水産部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県土整備部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会計管理者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水道局長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>企業土地管理局長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>病院局長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>本部派遣職員</td> <td>警察本部長の指定する者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自衛隊、関係機関から本部 長が派遣を求める者</td> </tr> </tbody> </table>	＜緊急対策本部＞		本 部 会 議	県対策本部長	知事	県対策副本部長	副知事	県対策本部員	総務部長	(県統括対策本部員)	防災危機管理部長		健康福祉部長		保健医療担当部長		環境生活部長		商工労働部長		農林水産部長		県土整備部長		会計管理者		水道局長		企業土地管理局長		病院局長		教育長	本部派遣職員	警察本部長の指定する者		自衛隊、関係機関から本部 長が派遣を求める者	<p>【緊急対策本部の組織構成図】</p> <table border="1" data-bbox="1131 574 1736 1157"> <thead> <tr> <th colspan="2">＜緊急対策本部＞</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">本 部 会 議</td> <td>県対策本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>県対策副本部長</td> <td>副知事</td> </tr> <tr> <td>県対策本部員</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>(県統括対策本部員)</td> <td>総合企画部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災危機管理部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>健康福祉部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>環境生活部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>商工労働部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農林水産部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県土整備部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会計管理者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水道局長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>企業庁長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>病院局長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警察本部長</td> </tr> <tr> <td>本部派遣職員</td> <td>自衛隊、関係機関から本部 長が派遣を求めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	＜緊急対策本部＞		本 部 会 議	県対策本部長	知事	県対策副本部長	副知事	県対策本部員	総務部長	(県統括対策本部員)	総合企画部長		防災危機管理部長		健康福祉部長		環境生活部長		商工労働部長		農林水産部長		県土整備部長		会計管理者		水道局長		企業庁長		病院局長		教育長		警察本部長	本部派遣職員	自衛隊、関係機関から本部 長が派遣を求めるもの	県災害対策本部要綱改正等に伴う変更
＜緊急対策本部＞																																																																															
本 部 会 議	県対策本部長	知事																																																																													
	県対策副本部長	副知事																																																																													
	県対策本部員	総務部長																																																																													
	(県統括対策本部員)	防災危機管理部長																																																																													
		健康福祉部長																																																																													
		保健医療担当部長																																																																													
		環境生活部長																																																																													
		商工労働部長																																																																													
		農林水産部長																																																																													
		県土整備部長																																																																													
		会計管理者																																																																													
		水道局長																																																																													
		企業土地管理局長																																																																													
		病院局長																																																																													
	教育長																																																																														
本部派遣職員	警察本部長の指定する者																																																																														
	自衛隊、関係機関から本部 長が派遣を求める者																																																																														
＜緊急対策本部＞																																																																															
本 部 会 議	県対策本部長	知事																																																																													
	県対策副本部長	副知事																																																																													
	県対策本部員	総務部長																																																																													
	(県統括対策本部員)	総合企画部長																																																																													
		防災危機管理部長																																																																													
		健康福祉部長																																																																													
		環境生活部長																																																																													
		商工労働部長																																																																													
		農林水産部長																																																																													
		県土整備部長																																																																													
		会計管理者																																																																													
		水道局長																																																																													
		企業庁長																																																																													
		病院局長																																																																													
	教育長																																																																														
	警察本部長																																																																														
本部派遣職員	自衛隊、関係機関から本部 長が派遣を求めるもの																																																																														

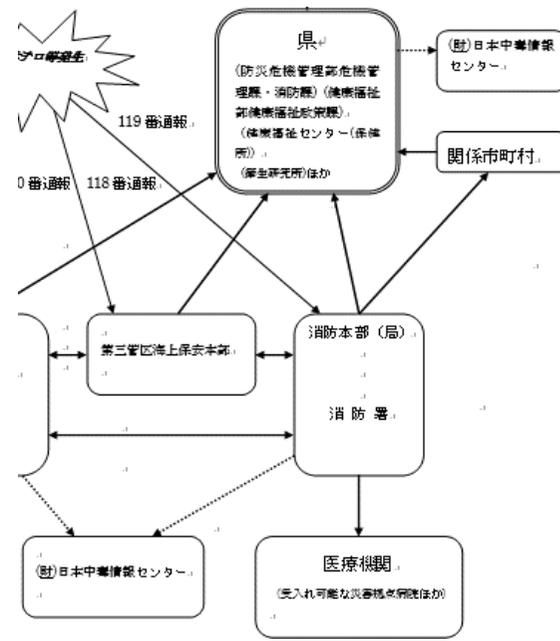
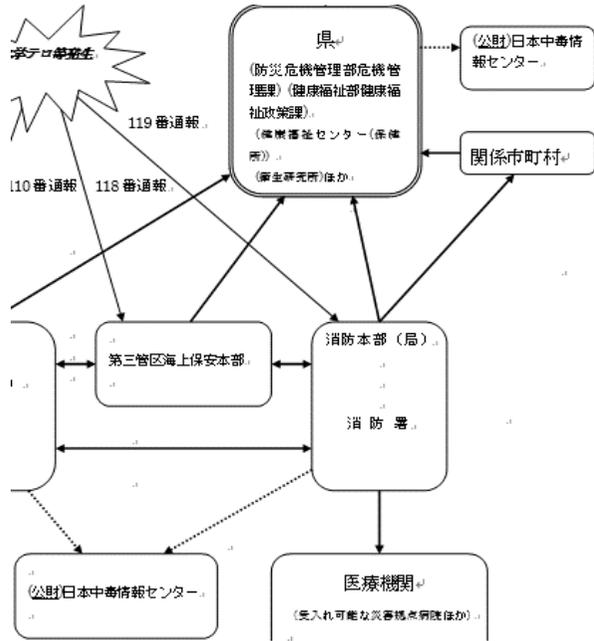
55	P158 第3編 第2章 第1	国民保護等緊急対策本部の設置	<table border="1"> <tr> <td rowspan="10">本 部 事 務 局</td> <td>事務局長</td> <td>防災危機管理部次長</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>防災政策課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>危機管理課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>産業保安課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>財政課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村課長</td> </tr> <tr> <td>事務局職員</td> <td>総務班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>情報班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>応急対策班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>航空運用調整班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被災者支援班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>物資支援班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通信・システム班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>広報班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現地派遣班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射能対応班</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本部連絡員</td> <td>本部各部長の指名する者</td> </tr> </table>	本 部 事 務 局	事務局長	防災危機管理部次長	事務局次長	防災政策課長		危機管理課長		消防課長		産業保安課長		総務課長		財政課長		市町村課長	事務局職員	総務班		情報班		応急対策班		航空運用調整班		被災者支援班		物資支援班		通信・システム班		広報班		現地派遣班		放射能対応班	本部連絡員		本部各部長の指名する者	<table border="1"> <tr> <td rowspan="10">本 部 事 務</td> <td>事務局長</td> <td>防災危機管理部次長</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>危機管理課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総務課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>財政課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村課長</td> </tr> <tr> <td>事務局職員</td> <td>統制班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>分析班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>情報班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>応急対策班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被災者支援班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>物資支援班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>通信・システム班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>広報班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>庶務班</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現地派遣班</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本部連絡員</td> <td>本部各部長の指名する者</td> </tr> </table>	本 部 事 務	事務局長	防災危機管理部次長	事務局次長	危機管理課長		総務課長		財政課長		市町村課長	事務局職員	統制班		分析班		情報班		応急対策班		被災者支援班		物資支援班		通信・システム班		広報班		庶務班		現地派遣班	本部連絡員		本部各部長の指名する者	県災害対策本部要綱改正等に伴う変更
			本 部 事 務 局		事務局長	防災危機管理部次長																																																																									
事務局次長	防災政策課長																																																																														
	危機管理課長																																																																														
	消防課長																																																																														
	産業保安課長																																																																														
	総務課長																																																																														
	財政課長																																																																														
	市町村課長																																																																														
事務局職員	総務班																																																																														
	情報班																																																																														
	応急対策班																																																																														
	航空運用調整班																																																																														
	被災者支援班																																																																														
	物資支援班																																																																														
	通信・システム班																																																																														
	広報班																																																																														
	現地派遣班																																																																														
	放射能対応班																																																																														
本部連絡員		本部各部長の指名する者																																																																													
本 部 事 務	事務局長	防災危機管理部次長																																																																													
	事務局次長	危機管理課長																																																																													
		総務課長																																																																													
		財政課長																																																																													
		市町村課長																																																																													
	事務局職員	統制班																																																																													
		分析班																																																																													
		情報班																																																																													
		応急対策班																																																																													
		被災者支援班																																																																													
	物資支援班																																																																														
	通信・システム班																																																																														
	広報班																																																																														
	庶務班																																																																														
	現地派遣班																																																																														
本部連絡員		本部各部長の指名する者																																																																													
56	P163 第3編 第2章 第3	初動時における連携の基本モデルとおもな役割			国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の改正に伴う名称変更																																																																										



57	P165 第3編 第2章 第3	放射線物質テ 口等発生時の 関係機関連携 モデル	<p>この図は、放射線物質テ口等発生時の関係機関連携モデルを示しています。県（防災危機管理部、健康福祉部ほか関係部局庁、健康福祉センター（保健所）ほか）は、関係市町村、関係機関（量子科学技術研究開発機構、放射性物質取扱機関）、消防本部（局）消防署、防衛省、自衛隊出動部隊、医療機関（量子科学技術研究開発機構ほか）と連携します。県は関係市町村と双方向の情報提供を行い、関係機関にも情報提供を行います。消防本部（局）消防署は、関係機関から情報を受け、防衛省に派遣要請を行い、自衛隊出動部隊を派遣します。また、消防本部（局）消防署は、防衛省から派遣下令を受け、自衛隊出動部隊を派遣します。医療機関は、消防本部（局）消防署から情報を受け、自衛隊出動部隊に派遣されます。</p>	<p>この図は、放射線物質テ口等発生時の関係機関連携モデルの改正を示しています。県（防災危機管理部、健康福祉部ほか関係部局庁、健康福祉センター（保健所）ほか）は、関係市町村、関係機関（放射線医学総合研究所、放射性物質取扱機関ほか）、消防本部（局）消防署、防衛省、自衛隊出動部隊、医療機関（放射線医学総合研究所ほか）と連携します。県は関係市町村と双方向の情報提供を行い、関係機関にも情報提供を行います。消防本部（局）消防署は、関係機関から情報を受け、防衛省に派遣要請を行い、自衛隊出動部隊を派遣します。また、消防本部（局）消防署は、防衛省から派遣下令を受け、自衛隊出動部隊を派遣します。医療機関は、消防本部（局）消防署から情報を受け、自衛隊出動部隊に派遣されます。</p>	国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の改正に伴う名称変更
58	P166 第3編 第2章 第3	放射性物質テ 口等発生時の 連絡系統図	<p>この図は、放射性物質テ口等発生時の連絡系統図を示しています。警察本部（警備部警備課）警察署、第三管区海上保安本部、消防本部（局）消防署、医療機関（量子科学技術研究開発機構ほか）が連携しています。警察本部（警備部警備課）警察署は、第三管区海上保安本部と双方向の連絡を行い、消防本部（局）消防署にも連絡を行います。第三管区海上保安本部は、消防本部（局）消防署と双方向の連絡を行います。消防本部（局）消防署は、医療機関に連絡を行います。</p> <p>※連絡先一覧は資料編記載。</p>	<p>この図は、放射性物質テ口等発生時の連絡系統図の改正を示しています。警察本部（警備部警備課）警察署、第三管区海上保安本部、消防本部（局）消防署、医療機関（放射線医学総合研究所ほか）が連携しています。警察本部（警備部警備課）警察署は、第三管区海上保安本部と双方向の連絡を行い、消防本部（局）消防署にも連絡を行います。第三管区海上保安本部は、消防本部（局）消防署と双方向の連絡を行います。消防本部（局）消防署は、医療機関に連絡を行います。</p> <p>※連絡先一覧は資料編記載。</p>	国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の改正に伴う名称変更

59	P172 第3編 第2章 第3	化学テロ等発生時の関係機関連携モデル			名称の変更
60	P172 第3編 第2章 第3	化学テロ等発生時の関係機関連携モデル	<p>※ (公財) 日本中毒情報センター：テロに使用された物質に関する助言を行う。(除染剤、除染方法、処理方法など)</p>	<p>※ (財) 日本中毒情報センター：テロに使用された物質に関する助言を行う。(除染剤、除染方法、処理方法など)</p>	名称の変更

化学テロ等発生時の連絡系統図



名称の変更